

新城市地域強靱化計画

令和2年9月

新 城 市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 対象とする区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 新都市の地域特性等

- 1 新都市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 人口動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 産業特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) まちの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (5) 社会資本の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 新都市に影響を及ぼす大規模自然災害・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 過去の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 想定するリスクの設定及び被害の想定・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 地震により想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 風水害（豪雨、暴風、洪水）により想定される被害・・・・ 13
 - (5) 土木災害により想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 異常湧水により想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第3章 新都市の強靱化の基本的な考え方

- 1 新都市地域強靱化の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 新都市の強靱化を推進する上での留意事項・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 新都市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

- 1 脆弱性の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態
（リスクシナリオ）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	19
(3) 脆弱性評価結果	19
2 推進すべき施策の方針	20
(1) リスクシナリオごとの施策の方針	20
(2) 施策分野ごとの施策の推進方針	48
ア 個別施策分野	48
イ 横断的分野	59

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制	62
2 計画の進捗管理	62
3 計画の見直し	62

(別紙) 脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	63
2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	84

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。また、愛知県においても平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」（令和2年3月改訂）が策定されました。

近年、気候変動に伴う災害は日本だけでなく世界的に頻発・激甚化しており、国の環境白書には「気候危機」との表現がされるまでになっています。さらに、この地域においては、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧されています。

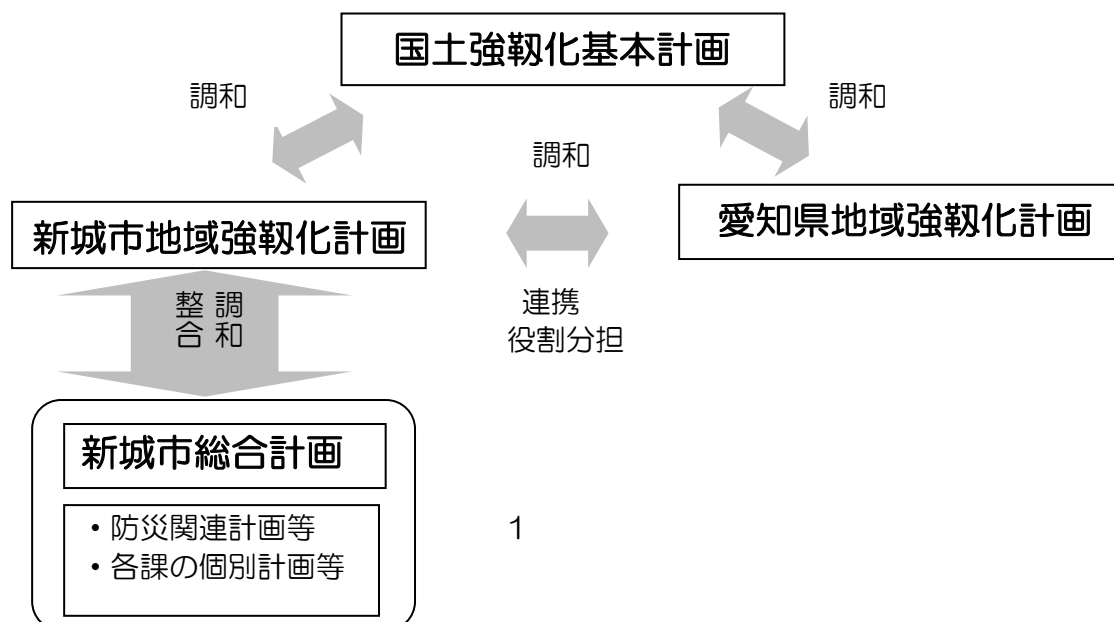
今後、国の強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、いかなる災害が発生した場合でも、仮に被害を受けることがあっても、可能な限り最小限にとどめ、迅速に回復することができるよう新城市地域強靱化計画（以下「本計画」という）を策定するものです。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。

また、本計画は「新城市総合計画」との整合及び調和を図るものであるとともに、本市における全ての計画で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針となる性格を有するものとなります。そのため、今後、各計画の作成や見直しを行う際は、地域の強靱化の観点から進めていく必要があります。



(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は新城市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 新城市の地域特性等

1 新城市の地域特性

(1) 地形

本市は、愛知県の東端、東三河のほぼ中央に位置し、静岡県と隣接し、県内2番目の広大な市域(499.23 km²)を有しています。また、市域の8割以上が森林であるとともに、3割が国定公園や県立自然公園に指定され、豊かな緑を有し、東三河地方の水源の役割を果たしています。しかし、自然環境が豊かである反面、山崩れやがけ崩れ、土石流等が発生するおそれのある災害危険区域が多く存在しています。

河川については、作手地区に豊川水系巴川と矢作川水系巴川とを分ける分水点があり、西三河の水源の役割をも果たしています。豊川水系巴川は鳳来地区内で豊川（寒狭川）と合流し、さらに宇連ダムを基点とする宇連川とも合流し、新城地区の中央を東から西に横断し、豊川市、豊橋市を経て三河湾に注いでいます。

新城地区は、地質は中央構造線を境として南北で異なり、北部の地質はマサ状風化を受けやすく、斜面崩壊や土石流などを起こしやすい性質を持ち、南部の地質は、岩石の形状が板を何枚も張り合わせたような構造となっているため、地滑りを起こしやすい特徴を持っています。また、豊川の北側の市街地及び南側の八名地区などでは段丘、扇状地となっています。

鳳来地区は、中央に鳳来寺山がそびえ、西側に木曾山系、東側に赤石山系の南端が延び、北は棚山、明神山、宇連山、竜頭山から北設山間地帯へと続いています。また、宇連川から豊川にかけて、地区を縦断する形で中央構造線が通り、南側は主に変成岩、北側は堆積岩からなっており、全体に断層や褶曲が多い複雑な地形となっています。

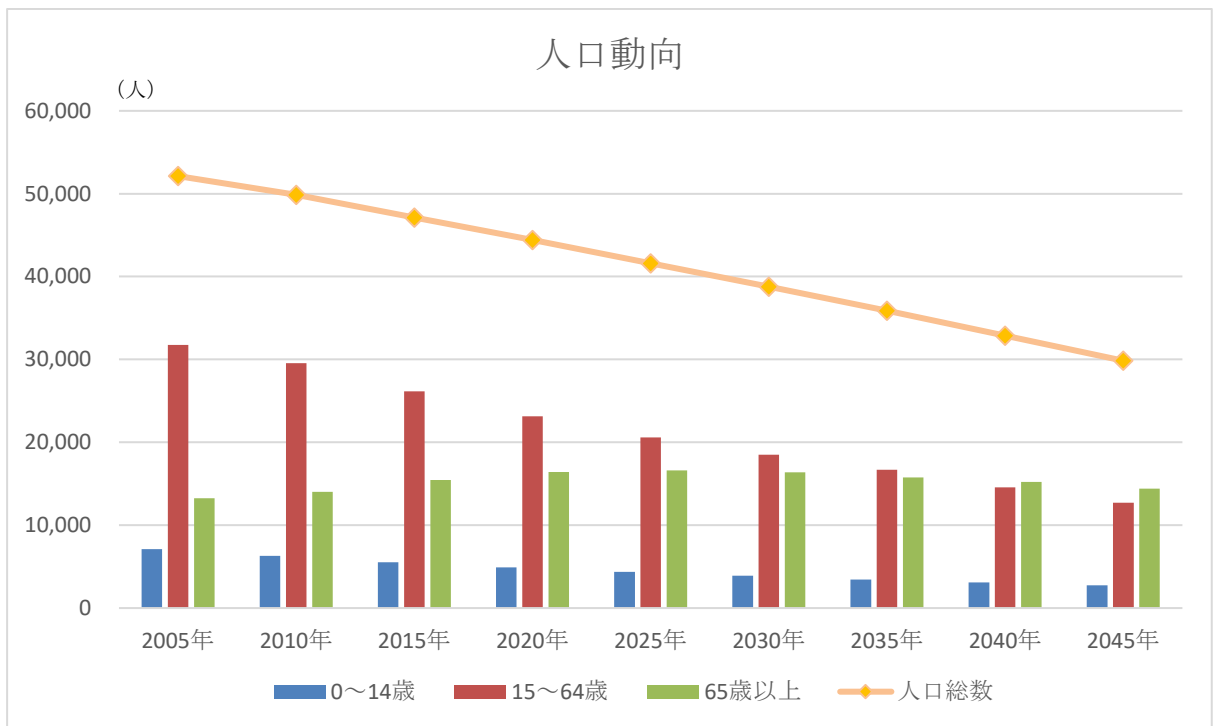
作手地区は、三河高原の南端に位置し、平均標高550mの高原となっており、北側に愛知高原国定公園、南西側に本宮山県立公園が占めています。地質は古生層に属し、その母岩は風化の進んだ花崗岩と領家片麻岩に大別できます。土壌は、主として砂質土壌でがけ崩れ等土砂災害の発生が懸念されます。

(2) 人口動向

本市は平成17年（2005年）に新城市、鳳来町、作手村の3市町村が合併し、合併当初52,126人であった人口も、少子高齢化、過疎化が進み、平成27年（2015年）には47,133人まで減少し、さらに令和12年（2030年）の人口は38,771人と推定されています。さらに、令和27年（2045年）においては30,000人をも下回る推計が出されています。

また、年少人口（0歳～14歳）、生産人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以

上) の年齢3区分別人口では、生産年齢人口が大きく減少する一方、老年人口の割合が増加する見通しとなっています。

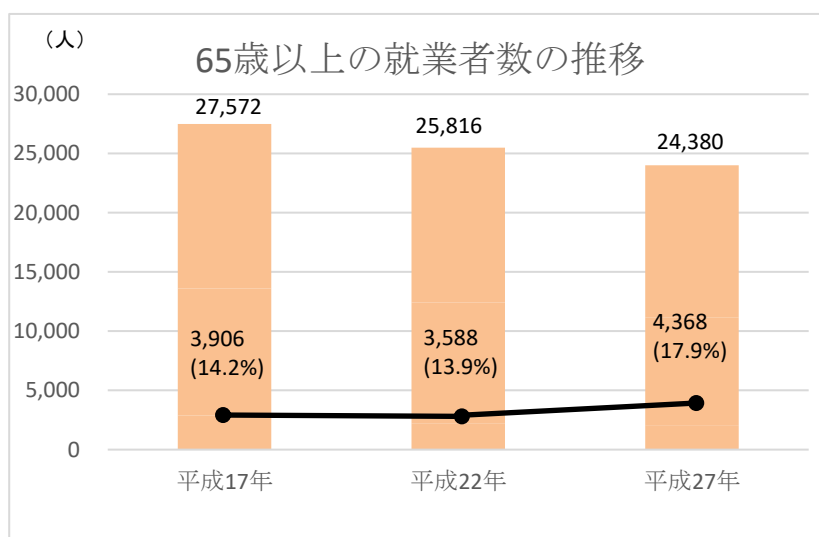
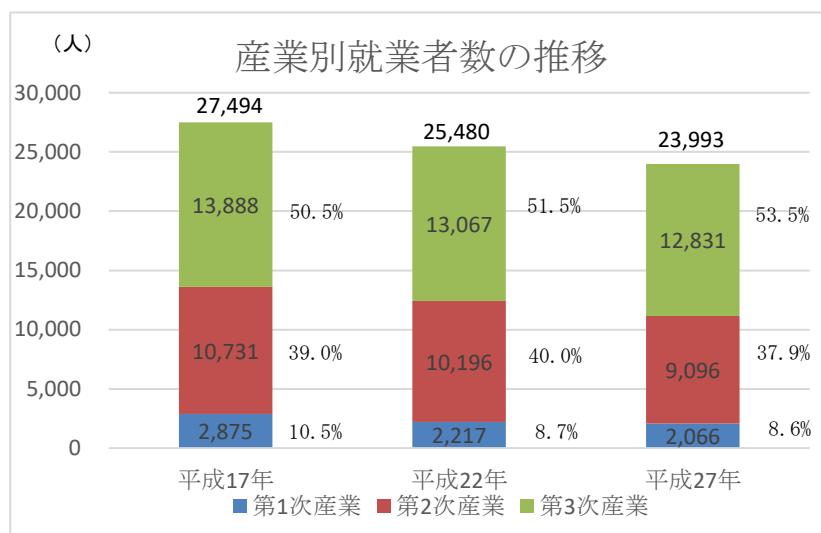


資料：第2次新城市総合計画

(3) 産業特性

本市の就業者数は全産業で減少しています。特に、第1次産業（農林水産業）が大きく減少しています。第1次産業及び第2次産業（製造業・建設業等）の減少に反し、第3次産業（サービス業・卸・小売業等）の就業者割合は増加しています。

生産年齢人口の減少に伴い労働人口も減少しており、就業者数も年々減少していますが、就業者に占める65歳以上の高齢者の割合は、増加傾向にあります。



【新城市の産業に関する統計】

資料：国勢調査

	金額	備考
農業産出額	78億円	農林水産省 平成28年市町村別農業算出額 (推計)
製造品出荷額等	3,178億円	経済産業省 平成30年工業統計調査
年間商品販売額	512億円	経済産業省 平成26年商業統計調査

(4) まちの現状

本市の都市計画区域は117,94 km²で市域全体(499.23 km²)の23.6%となっています。そのうち、市街化区域は新城地区に5.36 km²と全市の1.07%にすぎません。また、都市計画区域に隣接した長篠地区に準都市計画区域(2.52 km²)を設定しています。

平成28年市域を東西に抜ける新東名高速道路が開通し、新城インターチェンジが設置されました。これにより、名古屋からだけでなく、空の玄関口である中部国際空港からのアクセス、さらには関東圏、関西圏からのアクセスがし易くなり、愛知県の東の玄関口としての機能が向上しました。

土地利用は、新城地区においては、JR飯田線の駅を中心に住宅系が多く、近年、中心部における商業の衰退により、シャッターを閉めた商店が増加しています。ただし、本市の特性として、店舗併用住宅も多いため、継続して居住している場合が多くみられます。また、市街化調整区域においては集落を中心に農地が広がっています。鳳来地区においては、急峻な山と河川に挟まれている地形により、限られた平坦地に点々と集落を形成している場合が多くあります。その中でも拠点である長篠地区は住宅系と工業系が混在しており、商業店舗も点在していますが、減少の傾向にあります。高原地域にある作手地区においては、市役所作手総合支所のある高里地区に行政、学校、住宅及び商業スペースが集約しており、その他、広い地域に点在して集落が形成されています。なお、地区全体に農地が広がっており、高原の気候を利用した農業を推進しています。

工業は、川田、野田、大宮・竹広、新城有海、新城八名、新城南部、しんしろ八名井の企業団地が形成されています。なお、令和元年度には新城インターチェンジ付近に新たに企業団地を整備しました。

(5) 社会資本の老朽化

本市が所有する施設は、延べ床面積で約303,200㎡（平成28）ありますが、建築後10年以上経過しているものが50%以上の面積を占め、今後は一定期間に大規模改修や建て替えが集中することが予想されています。しかしながら、市の人口減少は継続しており、特に過疎化が進む山間部を中心に学校統合により、小学校の廃校が発生しています。こういった状況は今後とも続くと見られ、公共施設の見直しと同時に、地域の活力をどのように維持していくかも課題となっています。

生活基盤である上下水道や道路などのインフラにおいても、高度成長期以降に整備されたものが多く、老朽化や耐用年数超過による更新が必要となり、将来的に財政的な負担になると考えられています。中長期的な視点で、人口減少、少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応をしていく必要があります。

【建築物系施設の将来の維持更新費用推計】

期間	1年度当たり平均費用	合計費用
将来10年間（H29～R 8）	約42.9億円	約 429億円
将来30年間（H29～R28）	約58.1億円	約 1,744億円
将来50年間（H29～R48）	約60.7億円	約 3,037億円

資料：新城市公共施設等総合管理計画

2 新都市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 過去の被害

本市では近年、地震における大きな被害は記録していませんが、台風や大雨に伴う風水害で大きな被害が出ています。過去の災害の経験も踏まえながら、災害対応を行っていく必要があります。

災害別		S34. 9.26 (伊勢湾台風)			S37. 7.27 (集中豪雨)		S44. 8.4 (台風7号)		S49. 7.7 (七夕豪雨)		
地区別		新城	鳳来	作手	新城	作手	新城	作手	新城	鳳来	作手
人的	死者	1人	1人		1人				3人		
	負傷者	27人	49人	5人	2人						
住宅	全壊	戸数 40戸 人数 175人	46戸	36戸	1戸 7人	1戸	2戸 9人	1戸	5戸 20人	3戸	
	半壊	戸数 210戸 人数 997人	253戸	76戸	6戸 30人	5戸	4戸 30人		10戸 44人	3戸	4戸
	床上浸水	戸数 人数			12戸 54人	17戸	78戸 391人		39戸 181人	60戸	
	床下浸水	戸数 人数	60戸 236人	5戸	10戸	600戸 2,400人	45戸	164戸 815人		284戸 1,199人	206戸
田畑	冠水 流失埋没	30ha 150ha	325ha 190ha		255ha 16ha		ha 1,826		361ha 74ha	190ha 53ha	122ha
土木	道路崩壊 橋梁流失 河川堤防沈壊		110箇所 12箇所	114箇所	74箇所 40箇所 160箇所		16箇所 1箇所 9箇所	178箇所 35箇所 118箇所	167箇所 21箇所 30箇所	169箇所 80箇所	21箇所
その他			風損木 5.5万㎡	風損木 54万㎡			豚22頭 鶏1.5万羽	総雨量 426mm	1日最大 360mm		1日最大 261mm

資料：新都市地域防災計画

(2) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、洪水）、土砂災害、異常湧水〕を対象とします。

なお、被害については、地震など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。なお、本市では、平成27年2月に地震ハザードマップを作成し、全戸に配布しておりますが、その際の調査において、平成26年の愛知県の被害予想に独自調査データを加え、被害予想をしております。

(3) 地震により想定される被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震モデルによる被害を想定しています。

過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生したことが明らかで規模が大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルです。

理論上最大想定モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデルです。

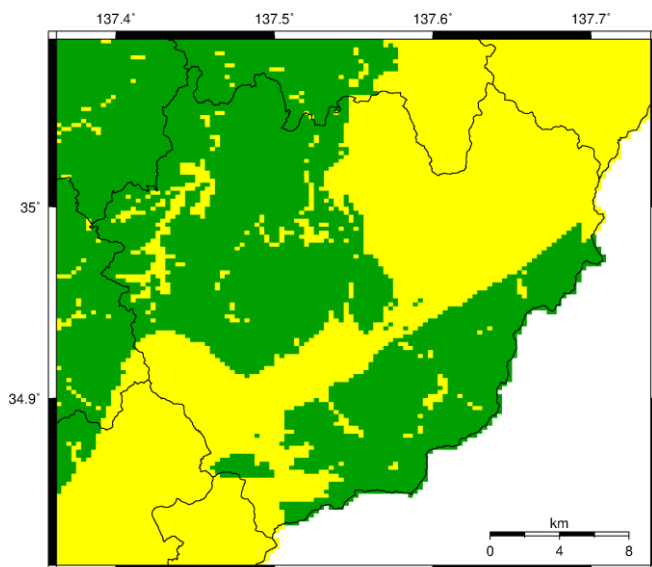
【強い揺れ、液状化に伴う被害】

① 震度分布

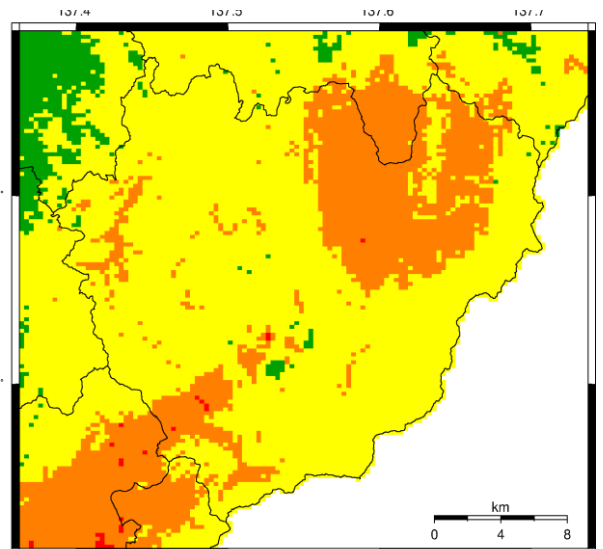
- 過去地震最大モデルでは、市内広い範囲に渡り震度6強以上の揺れが想定されています。
- 理論上最大想定モデルでは、市内の広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定されています。また、一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定され、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れの地域も想定されています。

《愛知県被害予測(平成26年)》

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル】

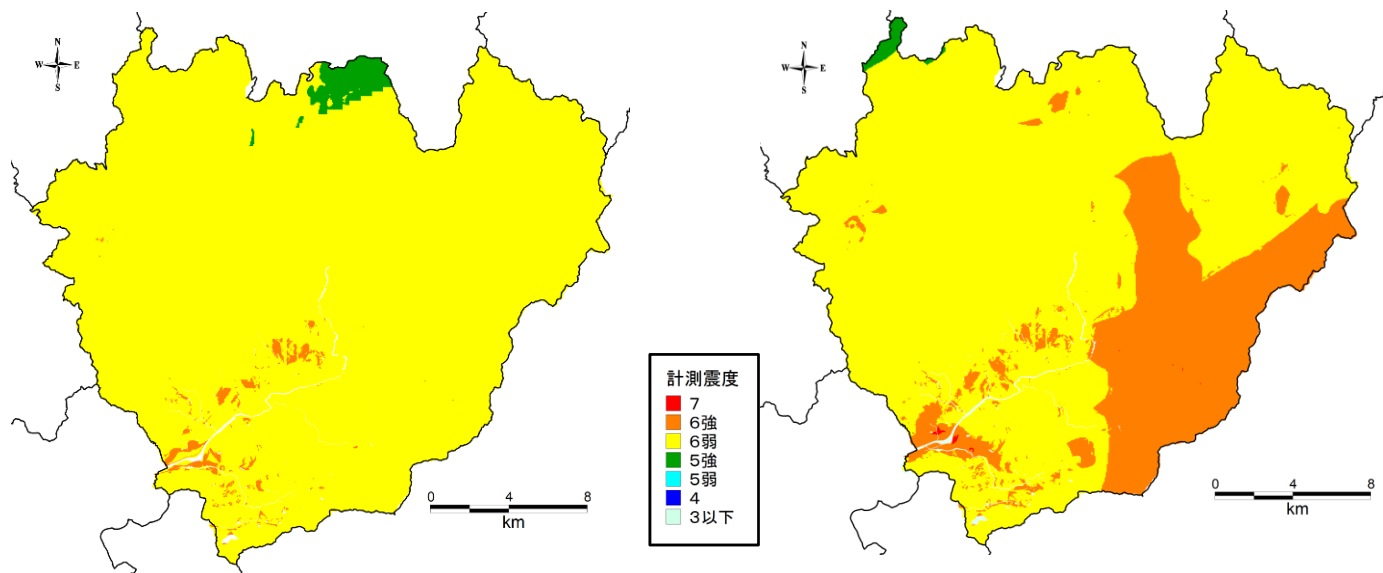


《愛知県被害予測+新城市独自調査加算(平成27年2月公表)》

- 新城市では、過去のボーリング調査データ等を集約し独自に調査した結果を公表しています。

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】

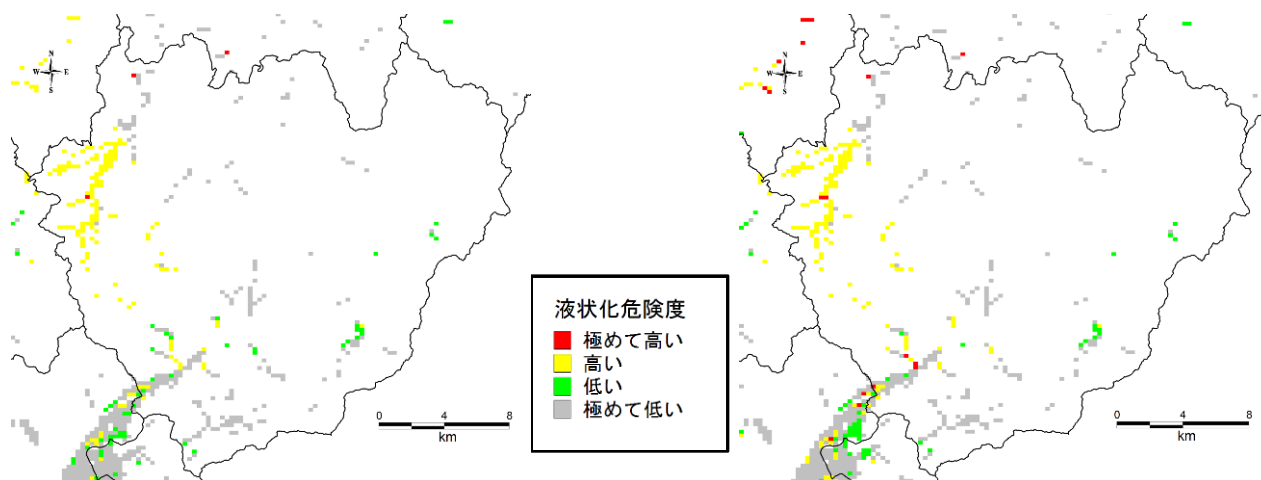


② 液状化危険度分布

《愛知県被害予測(平成26年)》

【過去地震最大モデル】

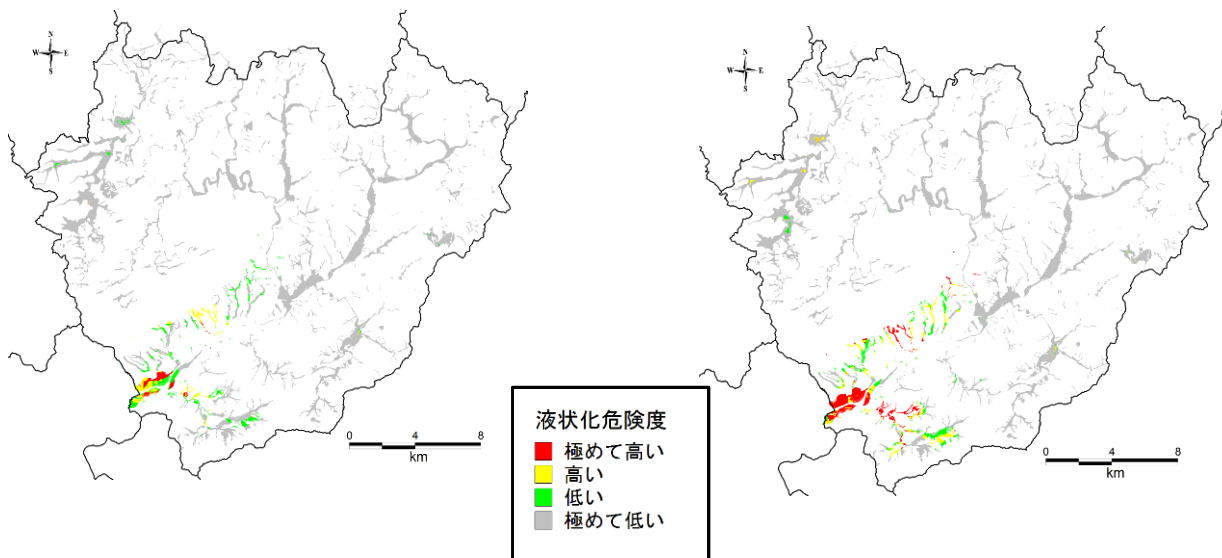
【理論上最大想定モデル】



《愛知県被害予測＋新城市独自調査加算(平成27年2月公表)》

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】



③ 建物被害・人的被害

- ・建物被害においては、原因の大半が揺れによる全壊となっており、人的被害においては、原因のほとんどが建物倒壊等となっています。

区分		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物被害 【全壊・焼失 棟数】	地震動	約200棟	約1,800棟
	液状化	わずか	わずか
	急傾斜地崩壊等	約50棟	約80棟
	火災	わずか	約20棟
	合計	約250棟	約1,900棟
人的被害 【死者数】	建物倒壊	約10人	約100人
	急傾斜地崩壊等	わずか	約10人
	火災	わずか	わずか
	合計	約10人	約110人

資料：新城市地域防災計画

④ ライフライン被害【過去地震最大モデル】

- ・ライフライン被害については、不確定要素を多く含むため、実際に対策を推進する上で参照するものとして、「過去地震最大モデル」で想定しました。

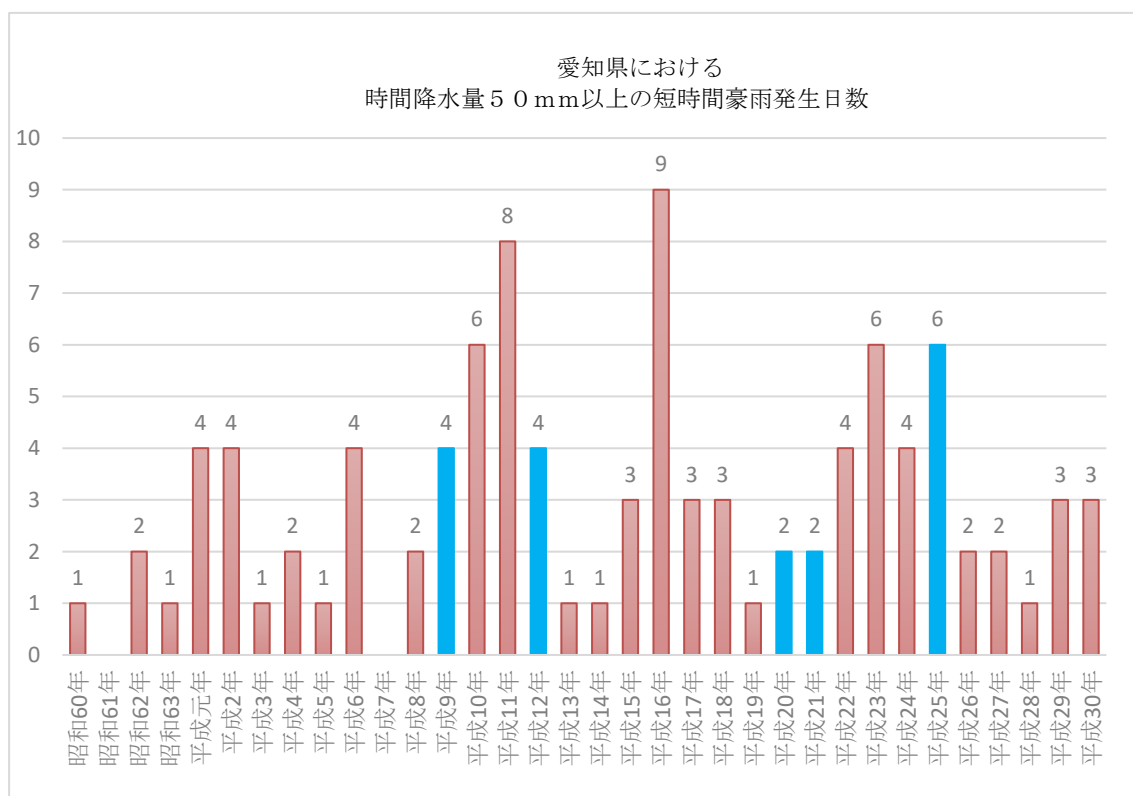
ライフライン被害	被害量の想定結果
上水道（断水人口）	約39,000人
下水道（機能支障人口） ※発災後1日後の想定	約400人
電力（停電戸数）	約24,000軒
固定電話（不通回線数）	約12,000回線
携帯電話（停波基地局） ※発災後1日後の想定	約80%
L Pガス（機能支障世帯）	約12,000世帯

資料：新城市地域防災計画

(4) 風水害（豪雨、暴風、洪水）により想定される被害

近年、地球温暖化に伴う異常気象により、各地で風水害の被害が発生しています。大型台風の上陸や局地的な短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、被害も常態化、激甚化しています。暴風や極端な降水が、より強く、より頻繁に起こることにより、この地域においても、今までになかった風水害、土砂災害の発生する危険性が高くなっています。

県における時間降水量50mm以上の短時間豪雨発生日数

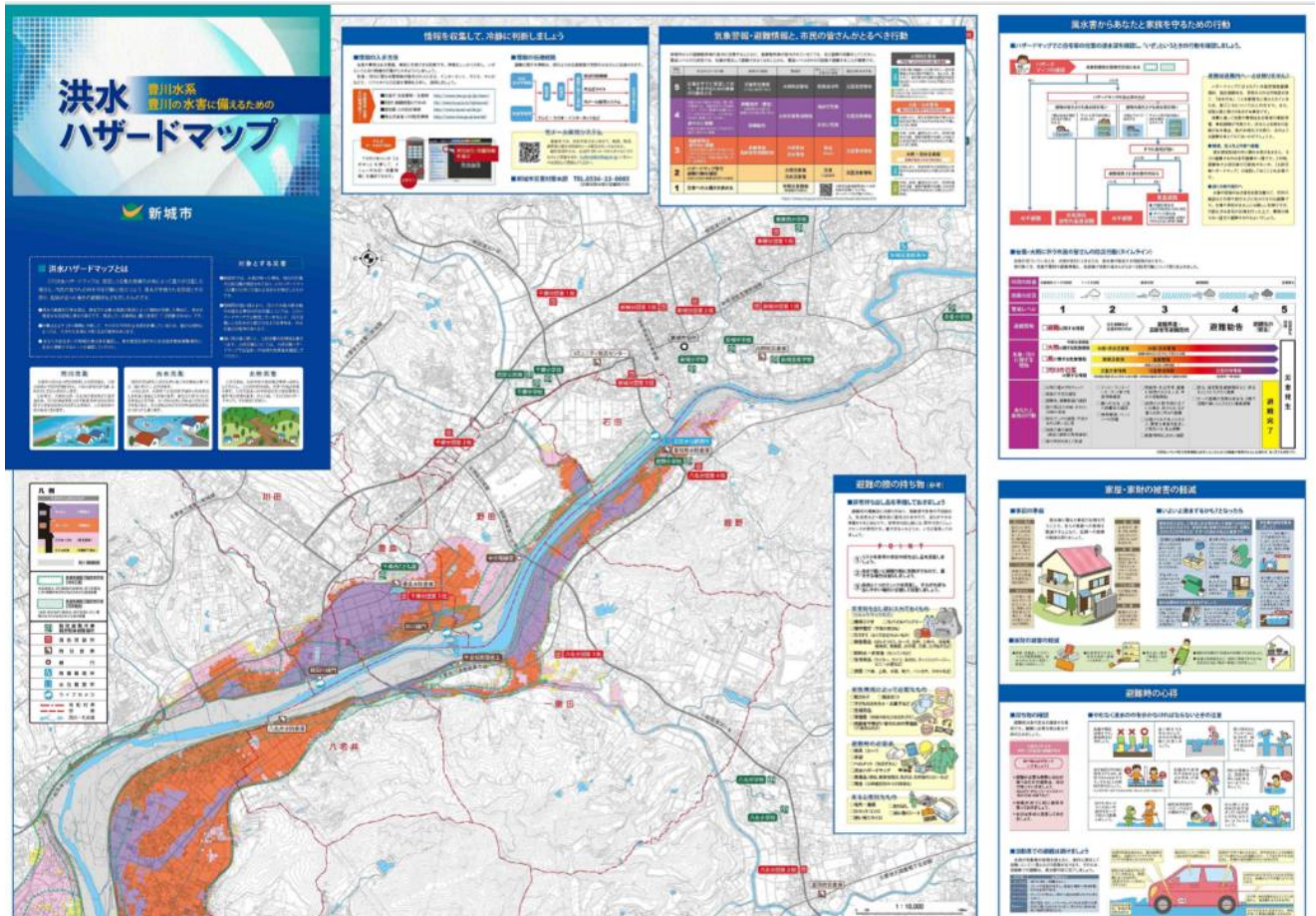


資料：愛知県地域強靱化計画

※時間降水量80mm以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示

【河川の氾濫により想定される被害】

近年、全国的に計画規模を上回る降雨による水害が頻発していることから、水防法に基づき、洪水により重大な被害を生じるおそれがある河川は洪水予報河川に指定されており、本市では豊川が指定されています。また、豊川に関して洪水ハザードマップを作成し、最大規模の降雨に伴う洪水により、豊川が氾濫した場合の浸水の状況を想定し公開しています。



(令和2年3月作成)

(5) 土砂災害により想定される被害

令和元年10月現在、県が公表している新城市内の土砂災害危険箇所は1,491箇所あります。現在、土砂災害危険箇所を対象として、県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

市内には多くの対象地域があり、近年の短時間豪雨が局地的に降ることにより、土砂災害の危険性が高まっています。「自分の命は自分で守るため」には、いち早い避難行動が求められます。

(6) 異常渇水により想定される被害

全国的に局地的豪雨の発生が増加傾向にある一方で、毎年のように、取水制限される渇水が生じています。

本市は、豊川の水源である宇連ダムや大島ダムを抱えている地域ではありますが、令和元年度においては渇水により宇連ダムの貯水率が0%まで落ち込み、ダムの湖底が現れる事態まで発生しております。

今後も地球温暖化に伴う気候変動により、渇水の頻発化、長期化が起これり、市民生活や産業活動に多大な支障を及ぼすことが懸念されています。

(過去の取水制限状況(豊川水系)平成元年以降)

発生年度	日数	期間中の最大取水制限率		
		水道用水	工業用水	農業用水
平成元年	9	5%	10%	20%
2年	42	5%	10%	20%
3年	27	10%	15%	30%
4年	72	10%	15%	30%
5年	65	10%	15%	20%
6年	131	35%	60%	60%
6年	74	20%	20%	40%
8年	235	30%	50%	50%
9年	50	5%	10%	10%
9年	84	10%	20%	20%
10年	10	5%	10%	10%
12年	28	10%	15%	15%
13年	119	27%	43%	43%
14年	14	5%	5%	5%
14年	40	25%	40%	40%
17年	72	20%	30%	30%
17年	37	10%	10%	10%
25年	55	28%	40%	40%
26年	10	5%	5%	5%

資料：中部地方整備局ホームページ「渇水情報」

第3章 新都市の強靱化の基本的な考え方

1 新都市地域強靱化の基本目標

国の国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次のとおり基本目標とします。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできるかぎり軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

2 新都市の強靱化を推進する上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- 本市の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮

第4章 新都市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と34の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

ア 事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限に防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

イ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限に防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生によるまちの混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合被害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	被災者の住居確保等の遅延により、生活再建の遅れ
		8-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり10の「個別施策分野」及び3の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野	
①行政機能／警察・消防等	⑦交通・物流
②住宅・都市	⑧農林
③保健医療・福祉	⑨地域保全・土地利用
④エネルギー	⑩環境
⑤情報通信	
⑥産業・経済	

横断的分野
①リスクコミュニケーション
②老朽化対策
③広域連携

(3) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

ここで、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目し、リスクシナリオごとに重要業務指標（KPI：Key Performance Indicator）をできる限り選定しました。

2 推進すべき施策の方針

前節（3）の脆弱性評価結果を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針を策定しました。

推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果（別紙）と同様に「リスクシナリオごとの施策の方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

（1）リスクシナリオごとの施策の方針

【目標1】

直接死を最大限に防ぐ

【リスクシナリオ1-1】

建物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

○住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置の補助などの住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔市・民間・地域〕

（倒壊等の危険が高い公共建築物の再編）

○耐震基準改正以前に着工され、以後耐震補強がされていない公共建築物や土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険箇所に立地する公共建築物については、廃止した後に速やかな解体を推進する。〔市〕

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

○不特定多数の者が利用する建築物や防災上重要な建築物の耐震性の向上を図るため耐震化の必要性の啓発を推進する。併せて天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。〔市〕

（家具・機械設備等の転倒防止策の促進）

○広報ほのかやお出かけ講座等において、家具止めの重要性について周知するとともに、家具転倒防止器具取付事業を推進する。また、企業においても、事務機器及び機械設備等の転倒防止策を推進する。〔市・地域・民間〕

（小中学校管理等老朽化対策）

○老朽化している施設について計画的に維持管理・更新していく。また、廃校の建築物のあり方についても検討をしていく。〔市〕

（こども園維持管理等老朽化対策）

○老朽化している施設等について計画的な維持管理・更新を行っていく。また、今後施設の建替え、再配置が必要なこども園について、「新城市立保育園の建替え整備、再配置等に関する方針（H24）」の見直しを行うとともに、廃園後の施設の利活用について検討を行う。〔市〕

(指標)

【資産管理室】

- ・ 該当公共建築物の解体 現状値：0棟／年【R1】 → 目標値：累計4棟【R8】

【都市計画】

- ・ 住宅の耐震化率 現状値：72.1%【H24】 → 目標値：95%【R2】
- ・ 不特定多数が集まる施設の耐震化率 現状値：82%【H24】 → 目標値：95%【R2】

【防災対策課】

- ・ 家具転倒防止取付事業 現状値：20件【R1】 → 目標値：40件【R6】

【こども未来課】

- ・ 廃園したこども園の利活用方針未決定 現状値：2園【R1】 → 目標値：0園【R6】

【リスクシナリオ1-2】

住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくりの推進)

- 火災に強いまちづくりを推進するため、都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、狭あい道路整備等促進事業を推進する。[市]
- 適正に管理がされず、倒壊等の恐れのある空家等の対策を推進する。[市]

(不特定多数の者が利用する防火対象物の防火対策)

- 不特定多数の者が利用する防火対象物の防火管理体制の確立及び消防設備等の点検整備、火気の使用又は取り扱いに関する指導を行い、当該対象物における防火体制の強化を推進する。[市・民間]

(地域防災力・企業防災力の強化)

- 自主防災会等による防災訓練、初期消火訓練、救急講習等を継続して開催するとともに、より多くの参加者を促し、マンネリ化しない訓練を展開する。[市・地域]
- 地域における防災活動や発災時における避難所のリーダーとして、防災コーディネーターや防災士の養成を推進する。[市・地域]
- 企業防災力及び防災意識の向上を図るため、市と事業所が連携し各事業所における自衛消防組織を中心として防災訓練・初期消火訓練・救急講習等の充実と強化を図る。[市・民間]

(消防団の災害対応力の強化)

- 消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき消防団加入促進(かたちづくり)、消防団施設及び機械器具等装備の充実(ものづくり)、消防団教育訓練、処遇の充実(ひとづくり)等を進める。[市]

(指標)

【都市計画課】

- ・ 狭あい道路整備率 現状値：16.1%【H30】 → 目標値：50%【R6】

【防災対策課】

- ・ 自主防災会訓練開催 現状値：94%【R1】 → 目標値：100%【R6】

【消防総務課】

- ・中長期にわたる消防団運営に係る総合的な計画を策定し、その計画に基づき実行する。
現状値：未策定【R1】→目標値：策定実行【R11】

【予防課】

- ・特定防火対象物の防火指導 現状値：1,792件【R1】→目標値：3,102件【R6】

【リスクシナリオ1-3】

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川施設等の強化)

- 橋梁等の老朽化対策を個別施設計画に沿って推進する。[市]
- 洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修、修繕、浚渫等を推進する。[市]

(ハザードマップの作成・防災教育や避難行動の推進)

- 市内の県管理河川の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行うとともに、浸水区域内の住民を対象とした防災教育や避難行動訓練（みずから守るプログラム等の活用）を推進する。[県・市・地域]

(浸水対策の推進)

- 災害時にTEC-FORCEを活用できる受援体制を構築する。[国・県・市]
- 大規模水害を未然に防ぐため、河川・樋門等の耐震化、河道浚渫、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設等の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。[国・市]
- 危機管理型水位計の未設置箇所を県へ要望し、洪水時の危機管理型水位計による水位情報の活用を推進する。[県・市]

(豊川の減災に係る取組みの実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取り組み方針に沿った排水計画・復旧計画の立案等を推進する。[市]
- 豊川の洪水から流域住民の命を守り「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すため、「豊川水防災サミット」に参加し、豊川流域市や関係機関との情報の交換や連携に努める。[国・県・豊川流域市]

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国、県の動向を踏まえ、対応について検討する。[市]

(指標)

【土木課】

- ・橋梁点検調査 現状値：131橋【R1】→目標値：695橋【R6】
(点検結果がⅢ判定(早期処置段階)の橋梁は判定から5年以内で修繕する。)
- ・河川浚渫 現状値：240m【R1】→目標値：4,800m【R6】
- ・危機管理型水位計未設置箇所を県へ要望する。
現状地：1箇所【R1】→目標値：8箇所【R6】

【リスクシナリオ1-4】

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 同時多発する可能性のある土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を県と連携して着実に推進する。〔県・市〕
- 土砂災害警戒区域の周知や土砂災害警戒情報等の理解を深め、住民が的確な避難行動を起こせるよう、防災意識の向上を図る。〔県・市〕

(治山対策の推進)

- 住宅地等の周辺にある森林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境の保全・形成を図るため、間伐などの森林の適正管理と治山施設の整備を推進する。また、山地災害危険地マップの配布などにより、住民へ危険地の周知を図る。〔県・市〕

(農業用ため池の安全性の向上)

- 農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備を推進する。また、ハザードマップを作成し、公表することで、地域住民の防災意識の向上を推進する。〔市・地域〕

(指標)

【土木課】

- ・指定避難所2箇所の急傾斜地崩壊対策事業を推進する。
現状値：2箇所着工【R1】→目標値：2箇所完成【R5】

【森林課】

- ・山地災害危険地マップの配布
現状値：1回／年【R1】→目標値：1回／年+広報等での周知【R6】

【農業課】

- ・農業用ため池の決壊時浸水想定区域図
目標値：29池作成【R1～R6】
- ・農業用ため池の決壊時ハザードマップの整備作成公表〔防災重点ため池29池〕
目標値：21池【R1～R6】
- ・農業ため池の耐震化の整備
目標値：3(2)池の整備【R1～R6】
- ・農業ため池の老朽化対策
目標値：5(3)池の整備【R1～R6】

※()は継続

【目標 2】

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する

【リスクシナリオ 2-1】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資輸送ルートの確保)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路のルートを確認するため、電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐を推進する。 [市]
- 緊急輸送道路の啓開のため、撤去物置場の敷地確保を推進する。 [市]
- 三遠南信自動車道の建設促進、東名高速道路へのスマート I C の設置を推進する。 [国・市]
- 緊急輸送道路及び重要物流道路について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 [県・市]

(水道施設・管路の耐震化)

- 災害時供給優先度が特に高い施設への水道管路の耐震性を強化するとともに、水道配水管においても強度が低下している老朽管の更新を推進する。 [市]
- 給水拠点となる配水池等についての耐震調査を実施し、耐震性を確保する。 [市]

(備蓄の推進)

- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄に努めるよう防災講話や防災イベント、自主防災会の訓練等で啓発を推進する。 [市、地域、民間]
- 市の備蓄計画に基づき、必要な食料・飲料水等の備蓄をすすめるとともに、避難所の居住性の向上を目指し、資機材を始め必要物資の検討を推進する。 [市]

(こども園開園時の食料安定供給)

- 有事に備え、こども園の防災用非常食の備蓄を維持・充実する。また、アレルギー児に対しても同様に非常食の備蓄を維持・充実する。 [市]

(物資輸送体制の確立・受援体制の構築)

- 『新城市受援計画』を早急に策定し、輸送体制、受援体制の確立を目指し、協定事業所を始めとした多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、産官民の連携を推進する。 [市・民間]

(災害時の広域連携の推進)

- 大規模災害時に様々な支援や広域な応援協力を受けられるよう、広域的な連携体制や応援体制を構築するため、災害協定等を推進する。 [市・民間]

(指標)

【防災対策課】

- ・新城市備蓄計画の見直し 目標値：見直し 【R2】
- ・新城市受援計画の策定 現状値：未策定 【R1】 → 目標値：策定 【R2】
- ・災害協定 現状値： 74件 【R1】

【整備課】

- ・重要給水施設管路耐震適合率
現状値：16.7%【H30】→ 目標値：25.0%【R2】
- ・水道施設の耐震化率（管路）
現状値：22.4%【H30】→ 目標値：25.7%【R6】
- ・水道施設の耐震化率（施設）
現状値：65.8%【H30】→ 目標値：87.3%【R6】

【こども未来課】

- ・防災用非常食・アレルギー児用防災用非常食の備蓄目標達成率
現状値：100%【R1】→ 目標値：維持【R6】
- ・乳児用防災用非常食の備蓄目標達成率
現状値：2品目【R1】→ 目標値：4品目【R6】

【リスクシナリオ2-2】

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（孤立地域等の発生防止）

- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる代替ルートの把握に努めるとともに道路における災害対策等を推進する。〔県・市〕
- あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐を推進する。〔市〕
- 孤立地域等への物資供給のためのヘリコプターやドローンを使った、空輸による物資運搬方法を検討していく。〔市・民間〕

（家庭や地域における食料備蓄の促進）

- 災害時に孤立の可能性がある地域においては、家庭や地域における食料等の備蓄をより促進する。〔民間〕

（指標）

【鳳来・地域課】

- ・鳳来地区の道路網図の作成
現状値：0枚【R1】→ 目標値：2枚（本庁、各支所に1部ずつ）【R5】

【リスクシナリオ2-3】

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材の強化）

- 消防署所について、市の公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、消防車両や消防活動用資機材の老朽化による性能低下や故障による活動障害を防止するため、車両更新計画に基づく定期的な車両更新と必要資機材の強化・充実を行う。〔市〕
- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分に発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する。〔県・市〕

（災害時における燃料の確保）

- 消防署所や通信施設において必要とする非常発電設備や緊急車両への燃料を確保す

るため、市内の燃料供給業者等との供給体制の確立を推進する。〔市・民間〕

（消防団の災害対応力の強化）

- 消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき消防団加入促進（かたちづくり）、消防団施設及び機械器具等装備の充実（ものづくり）、消防団教育訓練、処遇の充実（ひとづくり）等を進める。〔市〕

（指標）

【消防総務課】

- ・中長期にわたる消防団運営に係る総合的な計画を策定し、その計画に基づき実行する。
現状値：未策定【R1】→目標値：策定実行【R11】

【リスクシナリオ2-4】

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生によるまちの混乱

（代替輸送手段の確保）

- 帰宅困難者が発生することを想定し、公共交通機関の代替輸送として、庁用バスの利用に関し委託事業者と検討する。〔市・民間〕

（宿泊施設の提供、斡旋）

- 本市が管理運営している宿泊施設や民間のホテル・旅館等に帰宅困難者を留めておくことが必要となるため、情報提供の体制整備を推進する。〔市〕

（避難場所・避難所等の案内表示）

- 被災した公共交通利用者が集中する駅や主要なバス停に、最寄りの避難場所・避難所の案内表示や徒歩帰宅支援ルートを表示を推進する。〔市・民間〕
- 市内にある三つの道の駅において被災時の情報提供や駐車場スペースを一時待機所として対応できるよう、事前に各施設と調整を行う〔市・民間〕

（帰宅困難者の移送）

- 被災により大量発生が予想される帰宅困難者の移動手段（バス）の確保を図るため、協定事業所との連携強化を推進する。〔市・民間〕

（指標）

【公共交通対策室】

- ・表示板等の設置 現状値：未設置【R1】→ 目標値：設置率100%【R3】
- ・豊鉄バスとの災害時における支援活動に関する協定に基づく手順書の作成
現状値：未作成【R1】→ 目標値：作成【R3】
- ・豊鉄バスとの協議 現状値：未実施【R1】→ 目標値：1回/年【R3】

【防災対策課・公共交通対策室】

- ・机上想定訓練の実施 現状値：未実施【R1】→ 目標値：1回/年【R3】

【リスクシナリオ 2-5】

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（新城市民病院の施設・設備の耐震化）

- 新城市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のため、施設・設備の耐震化を推進する。〔市〕

（新城市民病院の防災・減災機能の強化）

- 大規模地震を想定した訓練等の実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する。〔市〕

（災害対応マニュアル等の見直し）

- 『新城市民病院災害対応マニュアル』及び『新城市民病院事業継続計画（BCP）』について、継続的に内容の見直しを行う。〔市〕

（医療関係機関との連携）

- 災害時の医療体制を確保するため、平時から医師会等関係機関との連携強化を推進すると共に、発災時の医療機関等の被災状況や診療状況を把握するため、通信手段の確保に努める。〔市・民間〕
- 災害時に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受援体制を構築する。〔県・市〕
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の受援体制の検討をする。〔県・市〕
- 大規模災害が発生した際、医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う保健医療調整会議が設置されるため、平時から災害時の医療体制・医療資源の調整について関係機関との連携強化を推進する。〔県・市・民間〕

（医薬品・保健資機材の確保）

- 災害時の診療所の機能を確保するため、医療救護所に必要な応急用医療器材の備蓄を推進する。〔市〕
- 医薬品・保健資機材の確保については、平時から関係者の役割を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を整備する。〔県・市・民間〕

（救命体制の強化）

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成やスキルアップ及び補助に当たる救急隊員の知識及び技術の向上を図るとともに、市民の救急講習の受講を推進する。〔市〕

（災害時保健活動の確保）

- 発災直後から被災者の感染症の予防、慢性疾患などの健康管理、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病（廃用症候群）の予防など、中長期的な視点を持って健康支援活動を展開する。〔市〕

（災害時の医療提供のためのルート確保）

- 医療支援部隊の活動及び支援物資の物流ルートとして使用する緊急輸送道路等を早期確保できるように、災害協定事業所や災害協力事業所等と道路啓開に向けた連携強化

を推進する。〔市・民間〕

（孤立地域における救急・救命体制の確保）

- 災害により孤立化が危惧される地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急手当講習会の実施など、市との連携を強化する。〔市・地域〕

（要配慮者等の受入体制の整備）

- 要配慮者を始め、指定避難所での長期避難生活が困難となる避難者の受入施設を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。〔市・民間〕

（指標）

【健康課】

- ・災害時保健師活動マニュアルに基づいた訓練の実施

現状値： 年1回 【R1】 → 目標値：継続

【消防署】

- ・救急救命士の養成 現状値： 1人/年 【R1】 → 目標値： 1人/年 【R5】
- ・救急講習受講者 現状値：2,371人/年 【H30】 → 目標値：3,000人/年 【R5】

【リスクシナリオ2-6】

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（医療機関等との連携及び活動資機材の整備）

- 衛生環境の劣化に伴い、疫病、感染症等が蔓延する可能性を想定し、消防及び医療機関、保健所との組織的連携体制の構築、定期的な訓練の実施と感染症対応活動資機材の整備を推進する。〔県・市・民間〕

（感染症への対応強化）

- 災害時には感染症等の予防対策を担う職員が多数必要になることから、予防対策を理解している職員を育成する。〔市〕

（指標）

【健康課】

- ・感染症防護対策キットの保有数

現状値：280キット 【R1】 → 目標値：維持

【健康課】

- ・災害時保健活動訓練 現状値：1回/年 【R1】 → 目標値：継続

【リスクシナリオ2-7】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所施設の老朽化対策と機能整備）

- 避難者が安全で安心な避難生活が過ごすことができるよう、校舎・屋内運動場の内外装、設備などの非構造部材の耐震化の整備及び老朽化対策を推進する。〔市〕
- 高齢者や障がい者など、様々な人が避難することが想定されるため、トイレの洋式化、多目的トイレ等の整備を推進する。〔市〕

（避難所運営体制の整備）

- 避難所担当職員の意識と実践力を向上するための研修・訓練を強化する。また、自主防災組織等と連携し、地域住民が主体的に避難所の運営ができるよう地域コミュニティの研修や訓練に取り組む。〔市〕
- 一般避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。〔市・民間〕

（女性に配慮した避難所運営）

- 避難所運営は、妊婦等の女性に配慮した運営とするため、平常時から自主防災会組織の活動や訓練に計画から女性が参画し、授乳室の設置、着替え場所など女性ニーズに応じた避難所運営に取り組む。〔市〕

（LGBT等への配慮）

- LGBT等性的マイノリティの被災生活について、周囲に不審がられトイレが使えないなど当事者が肩身の狭い思いをしないよう避難所運営について配慮する。〔市〕

（避難所間での格差の防止等）

- 指定避難所以外の被災者に対しても、食料・飲料水等を提供できるような備蓄計画の見直し及び分散備蓄の検討を推進する。〔市〕

（避難所備蓄品及び救助用資機材の確保）

- 避難所の備蓄品及び救助用資機材を適正に管理し、災害時にはすぐ使用できるよう避難所ごとに担当職員及び地域住民で資機材の取り扱い方法を共有する。〔市〕
- 大規模災害時に通信機能の混乱が想定されるため、避難所における特設公衆電話の整備を推進することで、避難者の通信手段の確保を推進する。〔市・民間〕

（要配慮者等への支援体制の整備）

- 災害時において要配慮者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から災害時要配慮者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の登録制度の普及・啓発活動を推進する。また、地域と連携して支援体制の整備に取り組む。〔市・地域〕

（生活弱者の市外避難）

- 行政機能の低下により、必要な支援が行き届かなくなる生活弱者を市外へ避難させるための移動手段の確保を図るとともに、避難先の確保や避難対象者の抽出などの手順の確立を推進する。〔市・民間〕

（外国人への情報の伝達）

- 緊急時の避難情報を始め、外国人への伝達体制の整備を検討する。また、避難所での

多言語表記やピクトグラム（絵文字、絵単語）等の表示に努める。〔市・民間〕

（視覚、聴覚障がい者への情報の伝達）

○視覚、聴覚障がいのある方に対する情報の伝達方法の検討を推進する。〔市・民間〕

（指標）

【福祉課】

・避難行動要支援者台帳登録率 現状値：42.0%【H30】→ 目標値：55.0%【R6】

【教育総務課】

継続実施

・非構造部材の耐震化が必要な学校数 17小中学校 目標値：3校整備【R5】

・トイレ洋式化等が必要な学校数（16小中学校） 目標値：4校整備【R5】

【防災対策課】

・指定避難所等の特設公衆電話設置 現状値：0箇所【R1】→ 目標値：41箇所【R4】

【公共交通対策室】 移動手段の確保

・豊鉄バスとの災害時における支援活動に関する協定に基づく手順書の作成

※豊鉄バスと避難先のバス事業者との連携促進

現状値：未作成【R1】→ 目標値：作成【R3】

【目標 3】

必要不可欠な行政機能は確保する

【リスクシナリオ 3-1】 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
(災害時の防犯体制の強化) ○災害時の留守宅への「空き巣」などの犯罪を抑制するためには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する。〔市・地域〕
(地域コミュニティ力の強化に向けた防災・防犯体制づくりへの支援) ○継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する。〔市〕
(警察署等の耐震化の促進) ○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する。〔県〕
(指標) 【行政課】 ・青パト隊団体数 現状値：6団体【R1】→目標値：7団体【R4】

【リスクシナリオ 3-2】 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(市役所の業務継続計画の強化) ○『新城市業務継続計画（BCP）』を職員へ周知するとともに、定期的な見直しや、訓練の実施による実効性の向上など、業務継続力を強化する。〔市〕
(災害時における電力の確保) ○市役所や各総合支所に電力供給が停止した場合、機能維持ができるよう、非常用発電設備の整備及び維持を推進する。〔市〕
(情報システムのクラウド化の推進) ○市の情報系ファイルサーバのクラウド化の検討を推進する。〔市〕
(防災拠点等の機能確保) ○災害対策本部を設置する市役所本庁舎は免震構造であり、作手総合支所も耐震構造で再建したため、倒壊、損傷の危険性は低いが、災害対策機能が必要となる鳳来総合支所においても、耐震対策を推進する。〔市〕
○指定避難所等防災拠点として位置づけのある施設について、より一層耐震対策を推進する。〔市〕

(市職員力の不足への対応)

- 市職員力の不足に対応するため、他自治体との相互応援協定等を推進するとともに、迅速・効率的に外部からの支援を受け入れる体制を整備する。〔市〕

(災害時の広域連携の推進)

- 広域的な応援が受けられるよう、部隊等の受入れ拠点、及び緊急輸送ルート確保を行い受援体制の確立を推進する。〔県・市〕
- 受援活動を円滑にすすめるため「新城市受援計画」を策定し、訓練を行う。〔市・民間〕
- 東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。〔東三河8市町村〕

(指標)

【防災対策課】

- ・新城市業務継続計画（新城市BCP）「地震編」の策定・見直し
現状値：策定【H30】→随時見直し
- ・『新城市受援計画』の作成
現状値：未策定【R1】→目標値：策定【R2】
- ・受援計画に基づく訓練
目標値【R2～】1回開催/年

【議会事務局】

- ・新城市議会業務継続計画（新城市議会BCP）の策定・見直し
現状値：策定【H31】→随時見直し

【鳳来・地域課】

- ・鳳来総合支所の改築
現状値：鳳来総合支所（旧） 1棟【R1】→
目標値：鳳来総合支所（新） 1棟【R5】
- ・鳳来総合支所の改築に伴う防災倉庫の改築
現状値：防災倉庫（旧防災倉庫）1棟【R1】→
目標値：防災倉庫（新防災倉庫） 1棟【R5】
- ・鳳来総合支所の改築に伴う非常用電源の更新
現状値：非常用電源（旧自家用発電機）1台【R1】→
目標値：非常用電源（新自家用発電機） 1台【R5】

【目標 4】

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【リスクシナリオ 4-1】

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報伝達手段の確保)

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を住民へ伝達できる体制を整える。[市]
- 災害時に住民へ確実に円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線施設の更新を推進する。[市]

【リスクシナリオ 4-2】

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報提供手段の多様化)

- 住民に災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(メール配信システムを含む)、ホームページ、SNS、CATV等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。[市・民間]
- 「メール配信システム」の登録を推進する。[市]

(光ファイバ網の復旧体制の強化)

- 民間の関係機関との連絡体制網を構築して、障害箇所と障害状況の情報共有を図り、障害を迅速に把握し、早期復旧計画の策定により復旧を図る。[市・民間]

(指標)

【秘書人事課】

- ・インスタグラム、ツイッターによる情報発信機能の整備を行う。
現状値：未導入→目標値：【R2】導入

【行政課】

- ・関係機関との連絡体制構築(状況把握から復旧計画の策定)
現状値：1ヶ月【R1】 → 目標値：2週間【R6】

【リスクシナリオ 4-3】

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(市民への確実な情報の伝達等)

- 広報ほのか、SNS、ホームページ、防災行政無線、CATV等を活用した防災情報の広報活動を強化し、啓発を推進することで、災害発生時の早期避難への意識を高める。[市]

- 地震情報・風水害情報のメール配信について、登録者数が増加するよう周知啓発を行う。〔市〕
- 情報伝達の不備等が生じないように、防災行政無線施設の更新を計画的に推進する。〔市〕
- 災害により地域が孤立しても情報が中断されないような通信機能を確保し、衛星通信回線の設定、通信ルートの多重化を推進する。〔市〕

（こども園の避難訓練の実施）

- 様々な災害から子どもたちの命を守ることができるよう、こども園において緊急事態を想定した訓練を行う。〔市〕

（小中学生への防災教育）

- これからの防災の担い手である小中学生に対し、教育現場での防災教育を学校と協力して推進する。〔市〕

（効果的な教育・啓発の推進）

- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、「お出かけ講座」を各地区で開催する。また、土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップを用いた啓発を行うことで被害を最小限に食い止め、住民の早期避難の意識を向上させる。〔市・地域〕

（外国人への情報の伝達）

- 外国人に対する防災情報の発信について多言語化に努める。〔市〕

（視覚、聴覚障がい者への情報の伝達）

- 視覚、聴覚障がいのある方に対する情報の伝達方法を検討する。〔市〕

（適時・適切・確実な避難情報の発令）

- 避難情報の発令については空振りを恐れず、住民に対して適切・確実に情報を提供し、特に要配慮者に対しては避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう早めに伝達されるよう確実な情報手段を検討する。また、防災対策本部員の判断力を養うための研修・訓練を行う。〔市・地域〕

（指標）

【秘書人事課】

- ・お出かけ講座の呼びかけ 現状値：1回/年 【R1】 →目標値：継続
- ・ホームページの多言語化 現状値：4か国語 【R1】 →目標値：継続

【こども未来課】

- ・避難訓練 現状値：1回/月 【R1】 →目標値：継続
- ・保護者への引き渡し訓練 現状値：1回/年 【R1】 →目標値：継続

【学校教育課】

- ・小中学校避難訓練 現状値：1回/年 →継続

【防災対策課】

- ・地震情報・風水害情報のメール配信システム登録
- ・地震情報 現状値： 3,708人 【R1】 →目標値：地震情報 4,200人 【R6】

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| ・風水害情報 | 現状値： 3,298人【R1】 | →目標値：風水害情報3,800人【R6】 |
| ・小学校4年生の防災学習講座： | 9校【R1】 | →目標値： 全校【R3】 |
| ・災害対策本部訓練 | 現状値： 0【R1】 | →目標値：1回/毎年 |
| ・防災フェスティバル | 現状値：2中学校区【R1】 | →目標値：全中学校区【R5】 |

【目標5】

経済活動を機能不全に陥らせない

【リスクシナリオ5-1】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
(企業BCP策定の促進及び普及) ○企業の被害を最小限に抑え事業の継続又は早期の復旧をするために、愛知県等の支援事業を活用し、業務継続計画（BCP）の策定に取り組むよう企業への啓発を推進する。〔市・民間〕 (農業生産者における防災対策の推進) ○農業生産者の防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えるよう啓発を推進する。〔市・民間〕
(指標) 【商工政策課】 ・事業所への情報提供 現状値：0回/年【R1】→目標値：2回/年【R6】 【農業課】 ・広報ほのかで台風シーズン前に掲載 現状値：1回/年【R1】→目標値：継続

【リスクシナリオ5-2】 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備) ○燃料供給ルートを確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路及び重要物流道路の整備を推進する。〔国・県・市〕 ○輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など平常時において計画的に体制整備を構築する。〔県・市・民間〕

【リスクシナリオ5-3】 食料等の安定供給の停滞
(食品産業事業者等の災害対策の強化) ○災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、食品産業事業者や輸送事業者と連携・協力体制を強化する。〔市・民間〕 (物流インフラの災害対応力の強化) ○道路の耐震対策・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進するとともに、官民相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を進める。〔国・県・市〕 ○小売事業者等に対し、災害時における自己電力の確保や通信手段の確保を呼びかける。〔市・民間〕

(農業施設における生産基盤等の災害対応力の強化)

○農業水利施設の老朽化対策、耐震化をふまえたハード対策を推進するとともに、農業生産者と連携した施設の保全や施設管理の体制整備などのソフト対策を推進する。

[県・市・地域]

(指標)

【農業課】

- ・農業用排水路の老朽対策
現状値：300mの改修/年【R1】→継続
- ・農業用施設に対する多面的機能支払交付金事業
現状値：26地区551ha【R1】→目標値：28地区590ha【R6】
- ・農業用ため池の決壊時浸水想定区域図 目標値：29池作成【R1～R6】
- ・農業用ため池の決壊時ハザードマップの整備作成公表〔防災重点ため池29池〕
目標値：21池【R1～R6】
- ・農業ため池の耐震化の整備 目標値：3(2)池の整備【R1～R6】
- ・農業ため池の老朽化対策 目標値：5(3)池の整備【R1～R6】

※()は継続

【目標6】

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【リスクシナリオ6-1】

電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

(電力供給の災害対応力強化)

- 交通インフラの被災によって応急、復旧に関する専門家の派遣が遅延する恐れがあるため、災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため関係機関との連携強化を推進する。〔市・民間〕

(エネルギー供給源の多様化)

- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊、倒木などの影響による長期停電を回避するための電源確保が必要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等を活用したエネルギーの利活用を検討する。〔市・民間・地域〕
- 各家庭や地域における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を推進する。〔市・地域〕
- 災害時においてリース業者から優先すべき施設への発電機の供給されるよう事前の協定及び調整を推進する。〔市・民間〕
- 避難所の電源確保のため、電気自動車の有効利用を推進する。〔市・民間〕
- 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例により、設置された電源供給設備及び蓄電池の有効利用をする。〔市・民間・地域〕

(指標)

【防災対策課】

- ・電力会社との災害協定 現状値： 協定済【R1】
- ・自動車販売会社との災害協定 (EV車の貸し出し) 協定済【R1】
- ・推進条例により設置された電源供給設備及び蓄電池の有効利用

現状値：【R1】3施設

杉山メガソーラー・水資源機構保有可動式蓄電池・県屋根貸事業に伴う有教館高校非常用コンセント等

【環境政策課】

- ・避難所施設等の電源確保

現状値：(屋根貸事業)可動型蓄電池設置15箇所【R1】

太陽光パネル+非常用コンセント14箇所

(GND事業)太陽光パネル+定置型蓄電池設置+非常用コンセント2箇所

- ・住宅用省エネルギー設備導入補助件数

現状値：8件/年【R1】→目標値15件/年【R6】

- ・市民向け講座等の開催

現状値：5回/年【R1】→目標値：継続

【リスクシナリオ6-2】

上水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設・管路の耐震化)

- 災害時供給優先度が特に高い施設への水道管路の耐震性を強化するとともに、水道配水管において強度が低下している老朽管の更新を推進する。〔市〕
- 給水拠点となる配水池等についての耐震調査を実施し、耐震性を確保する。〔市〕

(応急給水及び上水道復旧体制の強化)

- 災害時に応援事業体を円滑に受け入れる場所や体制の確保を推進する。〔市〕
- 応急給水のための場所の確保や要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。〔市〕
- 停電時の送水施設の自家用発電の燃料及び補給要員を確保する。〔市〕

(指標)

【整備課】

- ・重要給水拠点までの管路の耐震化（全体 10,833m）
現状値：8,917m【H30】→目標値：10,833m【R2】
- ・水道管路の耐震化率 現状値：22.4%【H30】→目標値：25.7%【R6】
- ・水道施設の耐震適合率 現状値：65.8%【H30】→目標値：87.3%【R6】

【リスクシナリオ6-3】

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化)

- 被災時の下水道管等の破損による交通障害の発生を防止するため、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の点検を行い、必要に応じ下水道管の更新を計画的に進めていく。〔市〕

(下水道BCPの見直し)

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道事業継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを推進する。〔市〕

(農業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。〔市〕

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。〔市〕

(マンホールトイレの整備)

- 避難所に指定されている施設において、施設建設に合わせマンホールトイレの設置を検討する。〔市〕

(携帯トイレの備蓄の推進)

- 各家庭においても携帯トイレを備蓄するよう啓発を推進する。〔市・地域〕

(指標)

【整備課】

- ・下水道管の点検調査

現状値： 900m【R1】→目標値：55,200m【R6】

- ・農業集落排水施設の機能強化の実施件数

現状値： 0 地区【R1】→目標値： 4 地区【R6】

【教育総務課】

- ・避難所施設のマンホールトイレ

現状値：2施設【R1】

【リスクシナリオ6-4】

地域交通ネットワークが分断する事態

(輸送ルートの確保)

- 輸送ルートの確実な確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路の電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する。〔県・市〕
- ライフラインとして機能する幹線道路（Ⅰ・Ⅱ級市道）の橋梁耐震化と、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する。〔市〕
- 三遠南信自動車道の建設促進、東名高速道路へのスマートICの設置を推進する。〔国・県・市〕
- 新城市道路個別施設計画に基づき主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を推進する。〔市〕
- ライフライン事業者（占有者）へ迅速な対応を可能にするため、申請書類等の簡素化を推進する。〔市〕

(バス車両の確保)

- 発災直後から不足することが予測されるバス車両について、被災していない地域の民間バス会社からバス車両の貸出を円滑に受けられる体制を作るよう地域の民間バス会社への働きかけを行う。〔市・民間〕

(鉄道代替機能としてのバス輸送の増強)

- JR飯田線は災害復旧に時間を要することが想定され、代替機能を増強するため、民間バスの活用を推進する。〔市・民間〕

(指標)

【土木課】

- ・橋梁耐震化

現状値：【R1】0橋 →目標値：【R6】4橋

(有海橋、住吉橋、作神橋、新島川橋)

- ・道路舗装修繕

現状値：【R1】0路線→目標値：【R6】4路線

(市道入船線、市道萩平野川大田線、市道大海線、市道野田城線)

【公共交通対策室】

- ・豊鉄バスとの災害時における支援活動に関する協定に基づく手順書の作成

現状値：未作成【R1】→ 目標値：作成【R3】

- ・代替機能としてのバスの運行形態の協議と確保

現状値：協議中【R1】→ 目標値：確保【R3】

【目標 7】

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【リスクシナリオ 7-1】

地震に伴う市街地での大規模火災の発生

（火災に強いまちづくりの推進）

- 火災に強いまちづくりを推進するため、都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、狭あい道路整備等促進事業を促進する。〔市〕

（消防・救急活動能力の充実・強化）

- 市街地での大規模火災の発生による火災の類焼及び多数の傷病者の発生に備え、救急隊員や救助隊員の質の向上、救急救命士の計画的な養成及び装備資機材の更新、充実強化を図る。〔市〕

（消防水利の確保）

- 老朽化した防火水槽の維持管理、耐震性貯水槽への更新及び新規設置など、消防水利の確保のため計画的な更新整備を推進する。〔市〕

（消防団の災害対応力の強化）

- 消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき消防団加入促進（かたちづくり）、消防団施設及び機械器具等装備の充実（ものづくり）、消防団教育訓練及び処遇の充実（ひとづくり）等を進める。〔市〕

（指標）

【都市計画課】

- ・狭あい道路整備率 現状値：16.1%【H30】→目標値：50%【R6】

【消防総務課】

- ・中長期にわたる消防団運営に係る総合的な計画を策定し、その計画に基づき実行する。 現状値：未策定未実行【R1】→目標値：策定実行【R11】
- ・耐震性貯水槽の整備 現状値：221基【R1】→目標値：2基/年の整備

【消防署】

- ・実動救急救命士の充足 現状値：81%【R1】→目標値：100%【R6】

【リスクシナリオ7-2】

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(住宅・建築物の耐震化)

- 緊急輸送道路や避難路等の安全を確保するため、道路等に面する建築物の耐震診断・耐震改修、ブロック塀の耐震対策など、住宅・建築物安全ストック形成事業等促進事業を推進する。〔市・民間・地域〕

(空き家対策の推進)

- 適正に管理がされず、倒壊等の恐れのある空家等の対策を推進する。〔市〕

【リスクシナリオ7-3】

ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池の安全性の向上)

- 農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備をすすめる。〔県・市〕

- ため池の耐震化等について、ハザードマップを作成し公表することで、ソフト面からも地域住民の防災意識の向上に努める。〔県・市・地域〕

(指標)

【農業課】

- ・農業用ため池の耐震診断の実施(累計)

現状値23池【R1】→目標値：28池【R6】

- ・農業ため池の耐震化の整備

目標値：3(2)池の整備【R1～R6】

- ・農業ため池の老朽化対策

目標値：5(3)池の整備【R1～R6】

※()は継続

【リスクシナリオ7-4】

有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事業所における化学物質の飛散・流出が生じた際に影響する事業者や住民に対して、事故発生時の適切な対応について、マニュアルを作成するなど迅速に周知・対応ができる体制を強化する。〔市〕

- 石綿(アスベスト)やPCB廃棄物等の飛散・流出を防止するため、対象となる建築物等を把握し、処理計画を作成して事前に除去するなどの適切な対策が講じられるようにする。〔市・民間〕

(指標)

【環境政策課・生活環境課】

- ・県・市・民間との情報共有の機会

現状値：3回以上/年【R1】→目標値：4回以上/年【R6】

【リスクシナリオ7-5】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地の保安全管理や体制整備)

- 農地及び農業水利施設等の適切な保安全管理ができるよう取組を推進することで耕作放棄地を抑制する。 [県・市]
- 農地及び農業水利施設等の適切な保安全管理する地域の自主的な防災・復旧活動の体制整備をバックアップできるように推進する。 [県・市・地域]

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮させるため、間伐等の適切な森林整備を推進する。 [県・市]
- 森林整備の基盤となる林道の開設、改良、舗装などを推進する。 [県・市]

(鳥獣害対策侵入防止柵の管理等の推進)

- 地震や風水害による被災の想定を踏まえた侵入防止柵の見回り等を推進し、危険箇所等の対策の検討を推進する。 [市・地域]

(指標)

【農業課】

- ・ 中山間地域等直接支払制度の取組【県・市・地域】
現状値：97協定848ha【R1】→目標値：111協定941ha【R6】
 - ・ 多面的機能支払交付金制度の取組【県・市・地域】
現状値：26地区551ha【R1】→目標値：28地区590ha【R6】
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の取組【県・市・地域】
 - 有害鳥獣捕獲（イノシシ） 現状値：972頭【H30】→目標値：1,600頭【R4】
 - （ニホンジカ） 現状値：834頭【H30】→目標値：1,000頭【R4】
 - 侵入防止柵整備 現状値：8,135m【R1】→目標値：20,000m【R4】
- (*新鳥獣被害防止計画は令和4年度までを策定期間としているため)

【森林課】

(森林の整備・保全)

- ・ 森林整備の促進 現状値：637ha/年【R1】→目標値：840ha/年【R6】

(林道の開設・改良・舗装) (国の交付金活用分：県代行、県営事業を含む)

- ・ 林道の開設 現状値：2路線【R1】→目標値：2路線【R6】
- ・ 林道の改良 現状値：2路線【R1】→目標値：4路線【R6】
- ・ 林道の舗装 現状値：0路線【R1】→目標値：3路線【R6】

【目標 8】

地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>【リスクシナリオ 8-1】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(災害廃棄物処理計画の策定等)</p> <ul style="list-style-type: none">○新城市災害廃棄物処理計画に基づく行動計画の策定を推進する。[市]○災害廃棄物処理体制充実のための人材育成を強化する。[県・市・民間] <p>(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○災害廃棄物の集積所や仮置場について、事前に地域住民と協議して決定し、被災後に円滑に運搬や処理等ができるように周知方法を含めた体制を整備する。[市・地域] <p>(廃棄物処理施設整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となるよう廃棄物処理施設の整備・改修を推進する。[市]
<p>(指標)</p> <p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理計画策定 現状値：策定【R1】・災害廃棄物処理に係る行動計画等の策定 現状値：未策定【R1】→目標値：策定【R4】・災害廃棄物処理に係る研修・訓練の機会 現状値：1回以上/年【R1】→目標値：2回以上/年【R3】

<p>【リスクシナリオ 8-2】 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>(地方行政機関等の体制・施設の強化)</p> <ul style="list-style-type: none">○市職員の防災に関する知識の向上や、発災時の初動期から職員が十分活動できるスキルを養うために、階層別研修や災害対策想定訓練等を実施する。[市] <p>(災害ボランティアの活動体制の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">○市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し情報共有を行い、ボランティアの受入体制の整備を推進する。[市・民間]○災害ボランティアセンター運営を担う地域のボランティアコーディネーターの養成に努める。[市] <p>(民間事業者との災害協定推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○民間事業者との災害協定を推進するとともに、発災時において物的及び人的な応援・協力が受けられるよう共同での災害想定訓練等を行う。[市] <p>(円滑な遺体の処置にむけた体制等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none">○災害発生後において円滑・迅速に遺体処置ができる体制を関係機関と協力して整備・推進する。[市]

(指標)

【福祉課】

- ・災害ボランティアセンターの運営訓練回数
現状値：年 1回【R1】→目標値：現状を維持【R6】

【防災対策課】

- ・災害協定事業所と共同の災害想定訓練の開催
現状値：未開催【R1】→目標値：年1回以上

【生活環境課】

- ・災害時における葬祭業者との協定締結数
現状値： 0件【R1】→目標値：5件【R3】

【リスクシナリオ8-3】

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(行政区への加入率の向上)

- 地域コミュニティである行政区の大規模災害発生時の対応力が必要となるため、住民の行政区への加入を促進する。[市]

(各地域自治区における防災・防犯体制づくりへの支援)

- 継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する。[市]

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 人口減少・少子高齢化に伴い、大規模災害発生時に対応できる担い手の不足が懸念されるため、地域自治区単位での連携・協力体制づくりの支援を推進する。[市・地域]

(地域コミュニティへの女性登用)

- 地域の結びつきを強化するため、行政区や自主防災組織等の役員に女性を複数含めるなど、平常時から女性の能力が発揮できる環境整備をする。[市]

(災害時の防犯体制の強化)

- 災害時の留守宅への「空き巣」などの犯罪を抑制するためには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する。[市・地域]

(家族での安全確認)

- 大災害時を想定し、常に家族が情報交換し、身の安全確保を確認できる環境作りをしておく必要がある。『自分の命は自分で守る』意識を持てるよう各家庭への啓発を行う。[市・地域]

(若者の防災活動の推進)

- 防災活動を率先して行うことが出来る若者を増やすため、新城市若者防災の会「襷」と連携し、若者が防災活動に参加しやすい環境を推進する。[市・地域]

(指標)	
【まちづくり推進課】	
・行政区加入率	現状値：81.0%【H31】→ 目標値：83.0%【R5】
【防災対策課・行政課】	
・市民満足度調査	
(地域の防災組織の充実)	現状値：65.5%【H29】→ 目標値：70.0%【R6】
(防犯対策への取り組み)	現状値：64.6%【H29】→ 目標値：69.0%【R6】

【リスクシナリオ 8-4】	
基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
(地籍調査等の推進)	
○大規模自然災害による被災後の復旧・復興事業の迅速化を可能とするため、土地境界等を明確にしておく地積調査等を推進する。〔市〕	
(幹線道路のネットワーク化の推進)	
○大規模自然災害への備えはもとより、発生後の速やかな復旧・復興の妨げとならないように幹線道路の効果的な整備と橋梁耐震化、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する。〔県・市〕	
○三遠南信自動車道の建設促進、東名高速道路へのスマート I C の設置を推進する。〔市〕	
(指標)	
【用地開発課】	
・地籍調査実施済面積	現状値：0.72km ² 【R1】→ 目標値：増加【R6】
【土木課】	
・幹線道路整備	現状値：0路線【R1】→ 目標値：7路線【R6】 (市道大島線、市道小畑吉川線、市道入船線、市道萩平野川大田線、市道大海線、市道野田城線、市道一鍬田大原線)
・橋梁整備	現状値：0橋【R1】→ 目標値：5橋【R6】 (有海橋、作神橋、住吉橋、新島川橋、吉祥橋)

【リスクシナリオ 8-5】	
被災者の住居確保等の遅延による生活再建が遅れ	
(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取り組み)	
○応急仮設住宅を迅速に提供するため、応急仮設住宅建設マニュアルに基づいた実施体制の整備を推進する。〔県・市〕	
○災害に強いまちづくりを推進するため、公営住宅等整備事業等促進事業を推進する。〔県・市〕	
(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)	
○被災者が早急に住居を確保することができるよう、官民連携による賃貸住宅等の情報提供が迅速に行い、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。〔県・市・民間〕	

(罹災証明書の迅速な発行体制の整備)

- 被害認定業務を迅速かつ的確に実施するために、より多くの職員が知識や実務を身につけるため、システム操作研修及び実務研修等の実施に取り組み、従事可能な職員の確保を推進する。 [市]
- 大規模災害時に職員だけでは調査業務が対応できない場合を想定し、外部応援者を受け入れることができるよう受援体制の検討をすすめる。 [市]

(指標)

【都市計画課】

- ・市職員のうち被災建築物応急危険度判定士数
現状値：145名【R1】→ 目標値：現状を維持

【税務課】

- ・税務課主催職員研修会
現状値：年1回【R1】→ 目標値：継続

【リスクシナリオ 8-6】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

- 正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確な情報発信をするため関係機関などと連携し、風評被害等に対応するための体制強化を推進する。 [県・市・民間]
- 庁内各課における正しい情報の収集と周知・広報について、該当部署を中心とした組織体制を整える。 [市]

(2) 施策分野ごとの施策の推進方針

ア 個別施策分野

①行政機能 警察・消防等

【行政機能】

(市役所の業務継続計画の強化)

- 『新城市業務継続計画（BCP）』を職員へ周知するとともに、定期的な見直しや、訓練の実施による実効性の向上など、業務継続力を強化する。〔市〕（3-2）

(防災拠点等の機能確保)

- 災害対策本部を設置する市役所本庁舎は免震構造であり、作手総合支所も耐震構造で再建したため、倒壊、損傷の危険性は低いが、災害対策機能を必要とする鳳来総合支所においても、耐震対策を推進する。〔市〕（3-2）
- 指定避難所等防災拠点として位置づけのある施設について、耐震対策を推進する。〔市〕（3-2）

(倒壊等の危険が高い公共建築物の再編)

- 耐震基準改正以前に着工され、以後耐震補強がされていない公共建築物や土砂災害特別警戒区域又は急傾斜崩壊危険箇所に立地する公共建築物については、廃止した後に速やかな解体を推進する。〔市〕（1-1）

(地方行政機関等の体制・施設の強化)

- 市職員の防災に関する知識の向上や、発災時の初動期から職員が十分活動できるスキルを養うために、階層別研修や災害対策想定訓練等を実施する。〔市〕（8-2）

(罹災証明書の迅速な発行体制の整備)

- 被害認定業務を迅速かつ的確に実施するために、より多くの職員が知識・実務を身につけるため、システム操作研修・実務研修等の実施に取り組み、従事可能な職員の確保を推進する。〔市〕（8-5）
- 大規模災害時に職員だけでは調査業務が対応できない場合を想定し、外部応援者を受け入れることができるよう受援体制の検討をすすめる。〔市〕（8-5）

(こども園開園時の食料安定供給)

- 有事に備え、こども園の防災用非常食の備蓄を維持・充実する。また、アレルギー児に対しても同様に非常食の備蓄を維持・充実する。〔市〕（2-1）

(避難場所・避難所等の案内表示)

- 被災した公共交通利用者が集中する駅や主要なバス停に、最寄の避難場所・避難所の案内表示や徒歩帰宅支援ルートを表示について普及する。〔市・民間〕（2-4）
- 市内にある三つの道の駅において被災時の情報提供や駐車場スペースを一時待機所として対応できるよう、事前に各施設と調整を行う。〔市・民間〕（2-4）

(避難所運営体制の整備)

- 避難所担当職員の意識と実践力を向上するための研修・訓練を強化する。また、自主防災組織等と連携し、地域住民が主体的に避難所の運営ができるよう地域コミュニティの研修や訓練に取り組む。〔市〕（2-7）
- 一般避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。〔市・民間〕（2-7）

（女性に配慮した避難所運営）

- 避難所運営は男性目線の運営だけでなく、妊婦等の女性に配慮した運営とするため、平常時から自主防災会組織の活動や訓練を計画から女性が参画し、授乳室の設置、洗濯物の干し場など女性ニーズに応じた避難所運営に取り組む。〔市〕（2-7）

（LGBT等への配慮）

- LGBT等性的マイノリティの被災生活について、周囲に不審がられトイレが使えないなど当事者が肩身の狭い思いをしないよう避難所運営について配慮する。〔市〕（2-7）

（避難所間での格差の防止等）

- 指定避難所以外の被災者に対しても、食料・飲料水等を提供できるような備蓄計画の見直し及び分散備蓄の検討を推進する。〔市〕（2-7）

（避難所備蓄品及び救助用資機材の確保）

- 避難所の備蓄品及び救助用資機材は適正に管理し、災害時にはすぐ使用できるよう避難所ごとに担当職員及び地域住民で資機材の取り扱い方法を共有する。〔市〕（2-7）
- 大規模災害時に通信機能の混乱が想定されるため、避難所における特設公衆電話の整備を推進することで、避難者の通信手段の確保を推進する。〔市・民間〕（2-7）

【警察・消防等】

（災害対応の体制・資機材の強化）

- 消防署所について、市の公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、消防車両や消防活動用資機材の老朽化による性能低下や故障による活動障害を防止するため、車両更新計画に基づく定期的な車両更新と必要資機材の強化・充実を行う。〔市〕（2-3）
- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分に発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する。〔県・市〕（2-3）

（消防・救急活動能力の充実・強化）

- 市街地での大規模火災の発生による火災の類焼及び多数の傷病者の発生に備え、救急隊員や救助隊員の質の向上、救急救命士の計画的な養成及び装備資機材の更新、充実強化を図る。〔市〕（7-1）

（消防水利の確保）

- 老朽化した防火水槽の維持管理、耐震性貯水槽への更新及び新規設置など、消防水利の確保のため計画的な更新整備を推進する。〔市〕（7-1）

（救命体制の強化）

- 大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成やスキルアップ及び補助に当たる救急隊員の知識及び技術の向上を図るとともに、市民の救急講習の受講を推進する。〔市〕（2-5）

(災害時における燃料の確保)

- 消防署所や通信施設において必要とする非常発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、市内の燃料供給業者等と調達方法について連携し、供給体制の確立を推進する。〔市、民間〕(2-3)

(消防団の災害対応力の強化)

- 消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき消防団加入促進(かたちづくり)、消防団施設及び機械器具等装備の充実(ものづくり)、消防団教育訓練、処遇の充実(ひとづくり)等を進める。〔市〕(1-2)(2-3)(7-1)

(警察署等の耐震化の促進)

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する。〔県〕(3-1)

(災害時の防犯体制の強化)

- 災害時の留守宅への「空き巣」などの犯罪を抑制するためには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する。〔市・地域〕(8-3)

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置の補助などの住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。〔市・民間・地域〕(1-1)(7-2)

(家具・機械設備等の転倒防止策の促進)

- 広報ほのかやお出かけ講座等において、家具止めの重要性について周知するとともに、家具転倒防止器具取付事業を推進する。また、企業においても、事務機器及び機械設備等の転倒防止策を推進する。〔市、地域、民間〕(1-1)

(火災に強いまちづくりの推進)

- 火災に強いまちづくりを推進するため、都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、狭あい道路整備等促進事業を推進する。〔市〕(1-2)(7-1)
- 適正に管理がされず、倒壊等の恐れのある空家等の対策を推進する。〔市〕(1-2)(7-1)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する建築物や防災上重要な建築物の耐震性の向上を図るため耐震化の必要性の啓発を推進する。併せて天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。〔市〕(1-1)

(不特定多数の者が利用する防火対象物の防火対策)

- 不特定多数の者が利用する防火対象物の防火管理体制の確立及び消防設備等の点検整備、火気の使用又は取り扱いに関する指導を行い、当該対象物における防火体制の強化を推進する。〔市、民間〕(1-2)

（河川施設等の強化）

- 橋梁等の老朽化対策を個別施設計画に沿って推進する。〔市〕（1-3）
- 洪水等による災害の防止又は、軽減を図るため、河川改修、修繕、浚渫等を推進する。〔市〕（1-3）

（浸水対策の推進）

- 災害時にTEC-FORCEを活用できる受援体制を構築する。〔国・県・市〕（1-3）
- 大規模水害を未然に防ぐため、河川・樋門等の耐震化、河道浚渫、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設等の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。〔国・市〕（1-3）
- 危機管理型水位計の未設置個所を県へ要望し、洪水時の危機管理型水位計による水位情報の活用を推進する。〔県・市〕（1-3）

（豊川の減災に係る取組みの実施）

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取り組み方針に沿った排水計画・復旧計画の立案等を推進する。〔市〕（1-3）
- 豊川の洪水から流域住民の命を守り「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すため、「豊川水防災サミット」に参加し、豊川流域市や関係機関との情報の交換や連携に努める。〔国・県・豊川流域市〕（1-3）

（気候変動を踏まえた水災害対策）

- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国、県の動向を踏まえ、対応について検討する。〔市〕（1-3）

（水道施設・管路の耐震化）

- 災害時供給優先度が特に高い施設への水道管路の耐震性を強化するとともに、水道配水管においても強度が低下している老朽管の更新を推進する。〔市〕（2-1）（6-2）
- 給水拠点となる配水池等についての耐震調査を実施し、耐震性を確保する。〔市〕（2-1）（6-2）

（応急給水及び上水道復旧体制の強化）

- 災害時に応援事業体を円滑に受け入れる場所や体制の確保を推進する。〔市〕（6-2）
- 応急給水のための場所の確保や要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。〔市〕（6-2）
- 停電時の送水施設の自家用発電の燃料及び補給要員を確保する。〔市〕（6-2）

（下水道施設の耐震化）

- 被災時の下水道管等の破損による交通障害の発生を防止するため、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の点検を行い、必要に応じ下水道管の更新を計画的に進めていく。〔市〕（6-3）

（下水道BCPの見直し）

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道事業継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを推進する。〔市〕（6-3）

(農業集落排水施設の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。〔市〕(6-3)

(空き家対策の推進)

- 適正に管理がされず、倒壊等の恐れのある空家等の対策を推進する。〔市〕(7-2)

(応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取り組み)

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、応急仮設住宅建設マニュアルに基づいた実施体制の整備を推進する。〔県・市〕(8-5)
- 災害に強いまちづくりを推進するため、公営住宅等整備事業等促進事業を推進する。〔県・市〕(8-5)

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早急に住居を確保することができるよう、官民連携による賃貸住宅等の情報提供が迅速に行い、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する。〔県・市・民間〕(8-5)

③保健医療・福祉

(新城市民病院の施設・整備の耐震化)

- 新城市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のため、施設・設備の耐震化を推進する。〔市〕(2-5)

(新城市民病院の防災・減災機能の強化)

- 大規模地震を想定した訓練等の実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する。〔市〕(2-5)

(災害対応マニュアル等の見直し)

- 『新城市民病院災害対応マニュアル』及び『新城市民病院事業継続計画(BCP)』について、継続的に内容の見直しを行う。〔市〕(2-5)

(医療関係機関との連携)

- 災害時の医療体制を確保するため、平時から医師会等関係機関との連携強化を推進すると共に、発災時の医療機関等の被災状況や診療状況を把握するため、通信手段の確保に努める。〔市・民間〕(2-5)
- 災害時に派遣される健康危機管理支援チーム(DHEAT)、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の受援体制を構築する。〔県・市〕(2-5)
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の受援体制の検討をする。〔県・市〕(2-5)
- 大規模災害が発生した際、医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う地域災害医療対策会議が設置されるため、平時から災害時の医療体制・医療資源の調整について関係機関との連携強化を推進する。〔県・市・民間〕(2-5)

(医薬品・保健資機材の確保)

- 災害時の診療所の機能を確保するため、医療救護所に必要な応急用医療器材の備蓄を推進する。〔市〕(2-5)
- 医薬品・保健資機材の確保については、平時から関係者の役割を明確にし、災害時に

医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を整備する。〔県・市・民間〕(2-5)

(災害時保健活動の確保)

- 発災直後から被災者の感染症の予防、慢性疾患などの健康管理、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病（廃用症候群）の予防など、中長期的な視点を持って健康支援活動を展開する。〔市〕(2-5)

(災害時の医療提供のためのルート確保)

- 医療支援部隊の活動及び支援物資の物流ルートとして使用する緊急輸送道路等を早期確保できるように、災害協定事業所や災害協力事業所等と道路啓開に向けた連携強化を推進する。〔市・民間〕(2-5)

(孤立地域における救急・救命体制の確保)

- 災害により孤立化が危惧される地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急手当講習会の実施など、市との連携を強化する。〔市・地域〕(2-5)

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

- 衛生環境の劣化に伴い、疫病、感染症等が蔓延する可能性を想定し、消防及び医療機関、保健所との組織的連携体制の構築、定期的な訓練の実施と感染症対応活動資機材の整備を推進する。〔県・市・民間〕(2-6)

(感染症への対応強化)

- 災害時には感染症等の予防対策を担う職員が多数必要になることから、予防対策を理解している職員を育成する。〔市〕(2-6)

(市職員力の不足への対応)

- 市職員力の不足に対応するため、他自治体との相互応援協定等を推進するとともに、迅速・効率的に外部からの支援を受け入れる体制を整備する。〔市〕(3-2)

(災害時の広域連携の推進)

- 広域的な応援が受けられるよう、部隊等の受け入れ拠点、及び緊急輸送ルートの確保を行い受援体制の確立を推進する。〔県・市〕
- 受援活動を円滑にすすめるため、「新城市受援計画」を策定し、訓練を行う。〔市・民間〕(3-2)

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 災害時において要配慮者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から災害時要配慮者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の登録制度の普及・啓発活動を推進する。また、地域と連携して支援体制の整備に取り組む。〔市・地域〕(2-7)

(生活弱者の市外避難)

- 行政機能の低下により、必要な支援が行き届かなくなる生活弱者を市外へ避難させるための移手段の確保を図るとともに、避難先の確保や避難対象者の抽出などの手順の確立を推進する。〔市・民間〕(2-7)

④エネルギー

(災害時における電力の確保)

- 市役所や各総合支所に電力供給が停止した場合、機能維持ができるよう、非常用発電設備の整備及び維持を推進する。〔市〕(3-2)

(電力供給の災害対応力強化)

- 交通インフラの被災によって応急、復旧に関する専門家の派遣が遅延する恐れがあるため、災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため関係機関との連携強化を推進する。〔市・民間〕(6-1)

(エネルギー供給源の多様化)

- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊、倒木などの影響による長期停電を回避するための電源確保が必要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池等を活用したエネルギーの利活用を検討する。〔市・民間・地域〕(6-1)
- 各家庭や地域における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を推進する。〔市・地域〕(6-1)
- 災害時においてリース業者から優先すべき施設へ発電機が供給されるよう事前の協定及び調整を推進する。〔市・民間〕(6-1)
- 避難所の電源確保のため、電気自動車の有効利用を推進する。〔市・民間〕(6-1)
- 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例により、設置された電源供給設備及び蓄電池の有効利用をする。〔市・民間・地域〕(6-1)

⑤情報通信

(情報提供手段の多様化)

- 住民に災害情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得て、防災行政無線、携帯電話(メール配信システムを含む)、ホームページ、SNS、CATV等を用いた伝達手段の多重化、多様化を推進する。〔市・民間〕(4-2)
- インスタグラム、ツイッターによる情報発信機能の整備を行う。〔市〕(4-2)
- 「メール配信システム」の登録を推進する。〔市〕(4-2)

(情報伝達手段の確保)

- 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を住民へ情報伝達ができるよう体制を整える。〔市〕(4-1)
- 災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達するため、現在の同報系防災行政無線施設の更新を推進する。〔市〕(4-1)

(市情報システムのクラウド化の推進)

- 市の情報系ファイルサーバのクラウド化の検討を推進する。〔市〕(3-2)

(光ファイバ網の復旧体制の強化)

- 民間の関係機関との連絡体制網を構築して、障害箇所と障害状況の情報共有のシステム化により、障害を迅速に把握し、早期復旧計画の策定により復旧を図る。〔市・民間〕(4-2)

(市民への確実な情報の伝達等)

- 広報ほのか、SNS、ホームページ、防災行政無線、CATV等を活用した防災情報の広報活動を強化し、啓発を推進することで、災害発生時の早期避難への意識を高める。〔市〕(4-3)

- 地震情報・風水害情報のメール配信について、登録者数が増加するよう周知啓発を行う。〔市〕(4-3)
- 情報伝達の不備等が生じないように、防災行政無線施設の更新を計画的に推進する。〔市〕(4-3)
- 災害により地域が孤立しても情報が中断されないような通信機能を確保し、衛星通信回線の設定、通信ルートの多重化を推進する。〔市〕(4-3)

(的確な情報発信のための体制強化)

- 正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確な情報発信をするため関係機関などと連携し、風評被害等に対応するための体制強化を推進する。〔県・市・民間〕
- 庁内各課における正しい情報の収集と周知・広報について、該当部署を中心とした組織体制を整える。〔市〕(8-6)

(適時・適切・確実な避難情報の発令)

- 避難情報の発令については空振りを恐れず、住民に対して適切・確実に情報を提供し、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を推進する。また、防災対策本部員の判断力を養うための研修・訓練を行う。〔市・地域〕(4-3)

(外国人への情報の伝達)

- 緊急時の避難情報を始め、外国人への伝達体制の整備を検討する。また、避難所での多言語表記やピクトグラム等の表示に努める。〔市・民間〕(2-7)(4-3)

(視覚、聴覚障がい者への情報の伝達)

- 視覚、聴覚障がいのある方に対する情報の伝達方法の検討を推進する。〔市・民間〕(2-7)(4-3)

(宿泊施設の提供、斡旋)

- 本市が管理運営している宿泊施設や民間のホテル・旅館等に帰宅困難者を留めておくことが必要となるため、情報提供の体制整備を推進する。〔市〕(2-6)

⑥産業・経済

(企業BCP策定の促進及び普及)

- 企業の被害を最小限に抑え事業の継続又は早期の復旧をするために、愛知県等の支援事業を活用し、業務継続計画(BCP)の策定に取り組むよう企業への啓発を推進する。〔市・民間〕(5-1)

(燃料供給ルートの確保に向けた体制整備)

- 燃料供給ルートを確認し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路及び重要物流道路の整備を推進する。〔国・県・市〕(5-2)
- 輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など平常時において計画的に体制整備を構築する。〔県・市・民間〕(5-2)

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として食品産業事業者や輸送事業者と連携・協力体制を強化する。〔市・民間〕(5-3)

⑦交通・物流

(物資輸送ルートの確保)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路のルートを確認するため、電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐を推進する。
〔県・市〕 (2-1) (5-3) (6-4) (7-4)
- 緊急輸送道路の啓開のため、撤去物置場の敷地確保を推進する。〔市〕 (2-1)
- 三遠南信自動車道の建設促進、東名高速道路へのスマートICの設置を推進する。
〔国・市〕 (2-1) (6-4) (7-4) (8-4)
- 緊急輸送道路及び重要物流道路について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
〔県・市〕 (2-1)
- ライフラインとして機能する幹線道路(I・II級市道)の橋梁耐震化と、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する。〔市〕 (6-4)
- 新城市道路個別施設計画に基づき主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を推進する。〔市〕 (6-4)
- ライフライン事業者(占有者)へ迅速な対応を可能にするため、申請書類等の簡素化を推進する。〔市〕 (6-4)

(物流インフラの災害対応力の強化)

- 官民相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。〔国・県・市〕 (5-3)
- 小売事業者等に対し、災害時における自己電力の確保や通信手段の確保を呼びかける。
〔市・民間〕 (5-3)

(物資輸送体制の確立・受援体制の構築)

- 『新城市受援計画』を早急に策定し、輸送体制、受援体制の確立を目指し、協定事業所を始めとした多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施し、産官民の連携を推進する。〔市、民間〕 (2-1)

(孤立地域等の発生防止)

- 災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる代替ルートの把握に努めるとともに道路における災害対策等を推進する。〔県・市〕 (2-2)
- あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐を推進する。〔市〕 (2-2)
- 孤立地域等への物資供給のためのヘリコプターやドローンを使った、空輸による物資運搬方法を検討していく。〔市・民間〕 (2-2)

(代替輸送手段の確保)

- 帰宅困難者が発生することを想定し、公共交通機関の代替輸送として、庁用バスの利用に関し委託事業者と検討する。〔市・民間〕 (2-4)

(宿泊施設の提供、斡旋)

- 本市が管理運営している宿泊施設や民間のホテル・旅館等に帰宅困難者を留めておくことが必要となるため、情報提供の体制整備を推進する。〔市〕 (2-4)

(帰宅困難者の移送)

- 被災により大量発生が予想される帰宅困難者の移動手段(バス)の確保を図るため、協定事業所との連携強化を推進する。〔市・民間〕 (2-4)

(バス車両の確保)

- 発災直後から不足することが予測されるバス車両について、被災していない地域の民間バス会社からバス車両の貸出を円滑に受けられる体制を作るよう地域の民間バス会社への働きかけを行う。〔市・民間〕 (6-4)

(鉄道代替機能としてのバス輸送の増強)

- J R 飯田線は災害復旧に時間を要することが想定され、代替機能を増強するため、民間バスの活用を推進する。〔市・民間〕 (6-4)

⑧農林

(農業用ため池の安全性の向上)

- 農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備を推進する。また、ハザードマップを作成し、公表することで、地域住民の防災意識の向上を推進する。〔市・地域〕 (1-4) (7-3)

(農業施設における生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業水利施設の老朽化対策、耐震化をふまえたハード対策を推進するとともに、農業生産者と連携した施設の保全や施設管理の体制整備などのソフト対策を推進する。〔県・市・地域〕 (5-3)

(農業生産者における防災対策の推進)

- 農業生産者の防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えるよう啓発を推進する。〔市・民間〕 (5-1)

(農地の保全管理や体制整備)

- 農地及び農業水利施設等の適切な保全管理ができるよう各種取組を推進することで耕作放棄地を抑制する。〔県・市〕 (7-5)
- 農地及び農業水利施設等の適切な保全管理する地域の自主的な防災・復旧活動の体制整備をバックアップできるように推進する。〔県・市・地域〕 (7-5)

(適切な森林の整備・保全)

- 森林が有する多面的機能を発揮させるため、間伐等の適切な森林整備を推進する。〔県・市〕 (7-5)
- 森林整備の基盤となる林道の開設、改良、舗装などを推進する。〔県・市〕 (7-5)

(鳥獣害対策侵入防止柵の管理等の推進)

- 地震や風水害による被災の想定を踏まえた侵入防止柵の見回り等を推進し、危険箇所等の対策の検討を推進する。〔市・地域〕 (7-5)

⑨地域保全・土地利用

(地籍調査等の推進)

- 大規模自然災害等による被災後の復旧・復興事業の迅速化を可能とするため、土地境界等を明確にしておく地積調査等を推進する。〔市〕 (8-4)

(土砂災害対策の推進)

- 同時多発する可能性のある土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を県と連携して着実に推進する。〔県・市〕（1-4）

（治山対策の推進）

- 住宅地等の周辺にある森林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境の保全・形成を図るため、間伐などの森林の適正管理と治山施設の整備を推進する。また、山地災害危険地マップの配布などにより、住民へ危険地の周知を図る。〔県・市〕（1-4）

⑩環境

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 新城市災害廃棄物処理計画に基づく行動計画の策定を推進する。〔市〕（8-1）
- 災害廃棄物処理体制充実のための人材育成を強化する。〔県・市・民間〕（8-1）

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）

- 災害廃棄物の集積所や仮置場について、事前に地域住民と協議して決定し、被災後に円滑に運搬や処理等ができるように周知方法を含めた体制を整備する。〔市・地域〕（8-1）

（廃棄物処理施設整備の推進）

- 大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となるよう廃棄物処理施設の整備・改修を推進する。〔市〕（8-1）

（有害物質の拡散・流出対策の推進）

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事業所における化学物質の飛散・流出が生じた際に影響する事業者や住民に対して、事故発生時の適切な対応について、マニュアルを作成するなど迅速に周知・対応ができる体制を強化する。〔市〕（7-4）
- 石綿（アスベスト）やPCB廃棄物等の飛散・流出を防止するため、対象となる建築物等を把握し、処理計画を作成して事前に除去するなどの適切な対策が講じられるようにする。〔市・民間〕（7-4）

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。〔市〕（6-3）

（マンホールトイレの整備）

- 避難所に指定されている施設において、施設建設に合わせマンホールトイレの設置を検討する。〔市〕（6-3）

（円滑な遺体の処置にむけた体制等の確保）

- 災害発生後において円滑・迅速に遺体処置ができる体制を関係機関と協力して整備・推進する。〔市〕（8-2）

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の強化)

- 自主防災会等による防災訓練、初期消火訓練、救急講習等を継続して開催するとともに、より多くの参加者を促し、マンネリ化しない訓練を展開する。〔市、地域〕(1-2)
- 地域における防災活動や発災時における避難所のリーダーとして、防災コーディネーターや防災士の養成を推進する。〔市、地域〕(1-2)
- 企業防災力及び防災意識の向上を図るため、市と事業所が連携し各事業所における自衛消防組織を中心として防災訓練・初期消火訓練・救急講習等の充実と強化を図る。〔市、民間〕(1-2)

(ハザードマップの作成・周防災教育や避難行動の推進)

- 市内の県管理河川の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行うとともに、浸水区域内の住民を対象とした防災教育や避難行動訓練（みずから守るプログラム等の活用）を推進する。〔県、市、地域〕(1-3)

(備蓄の推進)

- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄に努めるよう防災講話や防災イベント、自主防災会の訓練等で啓発を推進する。〔市、地域、民間〕(2-1)
- 市の備蓄計画に基づき、必要な食料・飲料水等の備蓄をすすめるとともに、避難所の居住性の向上を目指し、資機材を始め必要物資の検討を推進する。〔市〕(2-1)

(家庭や地域における食料備蓄の促進)

- 災害時に孤立の可能性がある地域においては、家庭や地域における食料等の備蓄をより促進する。〔民間〕(2-2)

(要配慮者等の受入体制の整備)

- 要配慮者を始め、指定避難所での長期避難生活が困難となる避難者の受入施設を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。〔市・民間〕(2-5)

(災害時の防犯体制の強化)

- 災害時の留守宅への「空き巣」などの犯罪を抑制するためには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する。〔市・地域〕(3-1)

(地域コミュニティ力の強化に向けた防災・防犯体制づくりへの支援)

- 継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する。〔市〕(3-1)

(小中学生への防災教育)

- これからの防災の担い手である小中学生に対し、教育現場での防災教育を学校と協力して推進する。〔市〕(4-3)

(こども園の避難訓練の実施)

- 様々な災害から子どもたちの命を守ることができるよう、こども園において緊急事態

を想定した訓練を行う。〔市〕(4-3)

(効果的な教育・啓発の推進)

- 災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育・啓発するため、「お出かけ講座」を各地区で開催する。また、土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップを用いた啓発を行うことで被害を最小限に食い止め、住民の早期避難の意識を向上させる。〔市、地域〕(4-3)

(携帯トイレの備蓄の推進)

- 各家庭においても携帯トイレを備蓄するよう啓発を推進する。〔市・地域〕(6-3)

(行政区への加入率の向上)

- 地域コミュニティである行政区の大規模災害発生時の対応力が必要となるため、住民の行政区への加入を促進する。〔市〕(8-3)

(各地域自治区における防災・防犯体制づくりへの支援)

- 継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する。〔市〕(8-3)

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 人口減少・少子高齢化に伴い、大規模災害発生時に対応できる担い手の不足が懸念されるため、地域自治区単位での連携・協力体制づくりの支援を推進する。〔市・地域〕(8-3)

(地域コミュニティへの女性登用)

- 地域の結びつきを強化するため、行政区や自主防災組織等の役員に女性を複数含めるなど、平常時から女性の能力が発揮できる環境整備をする。〔市〕(8-3)

(家族での安全確認)

- 大災害時を想定し、常に家族が情報交換し、身の安全確保を確認できる環境作りをしておく必要がある。『自分の命は自分で守る』意識を持てるよう各家庭への啓発を行う。〔市・地域〕(8-3)

(若者の防災活動の推進)

- 防災活動を率先して行うことができる若者を増やすため、新城市若者防災の会「禰」と連携し、若者が防災活動に参加しやすい環境を推進する。〔市・地域〕(8-3)

②老朽化対策

(避難所施設の老朽化対策と機能整備)

- 避難者が安全で安心な避難生活が過ごすことができるよう、校舎・屋内運動場の内外装、設備などの非構造部材の耐震化の整備及び老朽化対策を推進する。〔市〕(2-7)
- 高齢者や障がい者など、様々な人が避難することが想定されるため、トイレの洋式化、多目的トイレ等の整備を推進する。〔市〕(2-7)

(小中学校管理等老朽化対策)

- 老朽化している施設について計画的に維持管理・更新していく。また、廃校の建築物のあり方についても検討をしていく。〔市〕(1-1)

(こども園維持管理等老朽化対策)

- 老朽化している施設等について計画的な維持管理・更新を行っていく。また、今後施設の建替え、再配置が必要なこども園について、「新城市立保育園の建替え整備、再配置等に関する方針（H24）」の見直しを行うとともに、廃園後の施設の利活用について検討を行う。〔市〕（1-1）

③広域連携

(災害時の広域連携の推進)

- 大規模災害時に様々な支援や広域な応援協力を受けられるよう、広域的な連携体制や応援体制を構築するため、災害協定等を推進する。〔市、民間〕（2-1）
- 広域的な応援を受けられるよう、部隊等の受入れ拠点、及び緊急輸送ルートの確保を行い応援体制の確立を推進する。〔県・市〕（3-2）
- 受援活動を円滑に運営するため「新城市受援計画」を策定し、訓練を行う。〔市・民間〕（3-2）
- 東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。〔東三河8市町村〕（3-2）

(市職員力の不足への対応)

- 市職員力の不足に対応するため、他自治体との相互応援協定等を推進するとともに、迅速・効率的に外部からの支援を受け入れる体制を整備する。〔市〕（3-2）

(災害ボランティアの活動体制の確認)

- 市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し情報共有を行い、ボランティアの受入体制の整備を推進する。〔市・民間〕（8-2）
- 災害ボランティアセンター運営を担う地域のボランティアコーディネーターの養成に努める。〔市〕（8-2）

(民間事業者との災害協定推進)

- 民間事業者との災害協定を推進するとともに、発災時において物的及び人的な応援・協力が受けられるよう共同での災害想定訓練等を行う。〔市〕（8-2）

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、新城市防災会議の意見に基づき、全庁横断的な体制の下、取組みを推進します。

また、本計画を実効性のあるものにするため、市のみならず、民間事業者、NPO、国、県、近隣自治体等との連携・協力・調整により取組みを推進します。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、第4章「2 推進すべき施策の方針」で示した強靱化に資する施策・事業をリスクシナリオごとに整理し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、実効性を高めていきます。

3 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業がでてきた場合や、近年の激甚化する自然災害に急遽対応が必要になる場合など、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮します。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標（1）直接死を最大限に防ぐ

起きてはならない 最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>1-1 建物等の大規模倒壊 や不特定多数が集まる 施設の倒壊による 多数の死傷者の発生</p>	<p>（住宅・建築物等の耐震化等の促進） ○耐震基準改正（昭和56年）以前に着工された木造住宅に対する無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置の補助、非木造住宅に対する耐震診断や耐震改修の補助を実施するとともに、住宅・建築物の耐震性の向上を促進するため、お出かけ講座などによる啓発活動を積極的に実施する必要がある。</p> <p>（倒壊等の危険が高い公共建築物の再編） ○耐震基準改正以前に着工され、耐震補強がされていない公共建築物及び土砂災害警戒区域等に立地する公共建築物については、大規模自然災害による倒壊等の危険が高いため、廃止を検討する必要がある。</p> <p>（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進） ○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震化の啓発を推進する必要がある。併せて天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。</p> <p>（家具・機械設備等の転倒防止策の促進） ○広報ほのかやお出かけ講座等で地震における家具転倒防止の重要性について周知するとともに家具転倒防止用具取付事業を推進する必要がある。 ○企業においては、事務機器及び機械設備等の転倒防止策を促進する必要がある。</p> <p>（小中学校維持管理等老朽化対策） ○老朽化している施設について計画的な維持管理・更新していく必要がある。また、廃校の建築物のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>（こども園維持管理等老朽化対策） ○老朽化に伴い、更新時期を迎えるこども園も見込まれるため、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。また、残存する廃園後の施設は、取り壊しも含めて跡地利用を考える必要がある。</p>
<p>1-2 住宅密集地や不特定 多数が集まる施設に おける火災による多 数の死傷者の発生</p>	<p>（不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策） ○消防法で規定する防火対象物においては、それぞれ選任した防火管理者のもと、消防計画に基づく消火、通報、避難等の訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を行うとともに、施設利用者に対する火気の使用、取扱い等に関する注意喚起を行い、防</p>

	<p>火に対する指導を徹底する必要がある。</p> <p>○庁舎等是不特定多数の者が利用することから、施設及び設備における防火・耐火性能を保持するための安全点検を定期的に行い、危険な箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る必要がある。</p> <p>(地域防災力・企業防災の向上)</p> <p>○発災直後における混乱期において、被災者の相互救助も含め地域の初動対応における防災力の充実・強化が必要である。そのためには、平常時から、自主防災会等による防災訓練、初期消火訓練、救急講習等を実施する必要がある。</p> <p>○発災時における地域の防災活動のリーダーとして、防災コーディネーターや防災士の養成に努め、常にスキルアップしていく必要がある。</p> <p>○企業防災力向上のため、事業所において自衛防災組織の構築をするとともに、防災訓練・初期消火訓練・救急講習等を実施する必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき、消防団加入促進（かたちづくり）、消防団施設及び機械器具等装備の充実（ものづくり）、消防団教育訓練及び処遇の充実（ひとづくり）等を推進していく必要がある。</p>
<p>1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>	<p>(河川施設等の強化)</p> <p>○河川による被害の軽減のため、河川護岸、樋門等の耐震化、橋梁等の老朽化対策を推進する必要がある。</p> <p>○河川による被害に備えるため、護岸等の定期点検を行い、異常の有無を調査する必要がある。</p> <p>○洪水等による災害の防止又は軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。</p> <p>(ハザードマップの作成・防災教育や避難行動の推進)</p> <p>○市内の県管理河川の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、関係住民への周知啓発を行う必要がある。</p> <p>○洪水ハザードマップを基に浸水区域内の住民を対象とした防災教育や、避難行動訓練（みずから守るプログラムの活用）が必要である。</p> <p>(浸水対策の推進)</p> <p>○大規模水害を未然に防ぐため、河川・樋門等の機能強化、河道浚渫、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。</p> <p>○平常時から地域住民や消防団により、重要水防箇所等の合同巡視を実施する必要がある。</p> <p>○洪水時の危機管理型水位計による水位情報の活用の必要がある</p>

	<p>○豊川や市の管理河川の状況、水位等を正確に把握し、最新の情報を速やかに災害対策本部に集約するとともに、迅速な対応をする必要がある。また県管理河川、市管理河川においても住民が日常的に確認できる河川水位の見える化を考える必要がある</p> <p>(豊川の減災に係る取り組みの実施)</p> <p>○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取り組み方針に沿った排水計画・復旧計画の立案を促進する必要がある。</p> <p>○豊川の洪水から流域住民の命を守り「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指すため、「豊川水防災サミット」に参加し、豊川流域市や関係機関との情報の交換や連携する必要がある。</p> <p>(気候変動を踏まえた水災害対策)</p> <p>○気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国、県、気象庁の動向を踏まえ、対応する必要がある。</p>
<p>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p>	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○本市は自然環境が豊かである反面、土砂災害が多発する可能性が高く、人的被害を防止するため土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を国や県と連携して推進する必要がある。</p> <p>○土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区については、土砂災害ハザードマップを作成・配布し、その危険性を周知するとともに、迅速な避難行動ができるよう情報の発信や避難訓練等を推進する必要がある。</p> <p>(治山対策の推進)</p> <p>○住宅地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境の保全・形成を図るため、間伐など森林の適正管理と治山施設の整備を実施していく必要がある</p> <p>(農業用ため池の安全性向上)</p> <p>○農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備を推進するとともに、平常時から地域住民の防災意識の向上を図るためにもハザードマップの整備・公表を推進する必要がある。</p>

目標（２）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</p>	<p>（物資輸送ルートの確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送道路及び集落へつながる道路の損傷・倒木等による不通等の被害を最小限にとどめるため、電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する必要がある。 ○緊急輸送道路及び重要物流道路の啓開を国、県へ要請を行い、撤去物の置場を確保する必要がある。 ○広域的なネットワークの多重性・代替性を強化し、救助・救援、物資輸送、復旧活動等の広域的な支援を確保するため、高規格道路網の整備（スマートICの新設を含む）を推進する必要がある。 <p>（水道施設管路の耐震化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に人命の安全確保を図るために重要となる避難所、病院など供給優先度が特に高い施設へ水道水を供給する配水管及び給水拠点となる配水池等の耐震化が必要である。 ○災害時において、断水は人命存続にかかわる問題であり、施設・管路の応急復旧までの住民への応急給水活動を維持するため、具体的活動方法などを確立する必要がある。 <p>（備蓄の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄を推進するため、防災講話や防災啓発イベント、自主防災会の会議や防災訓練等で啓発が必要である。また、企業においても、社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄を推進するよう啓発を強化する必要がある。 ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者だけでなく在宅避難者に対しても食料、飲料水等を提供するために備蓄を推進するとともに、少しでも避難生活の居住性を向上するために必要物資についても検討をしていく必要がある。 <p>（こども園開園時の食料安定供給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有事に備え、こども園の防災用非常食の備蓄を行うとともに、アレルギー疾患の乳幼児に対応した防災用非常食の備蓄を継続的に整備していく必要がある。 <p>（物資輸送体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と災害協定事業所を始めとする物流事業者と連携して、円滑かつ迅速な食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等が可能となるよう連絡体制の構築をするとともに、最適な輸送手段、人員配置についても検討を行う必要がある。 <p>（受援体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○迅速かつ効率的な物資調達・受援体制を構築するため、新城市受援計画を早急に策定し、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓

	<p>練の実施など、産官民の連携等により実効性を高める必要がある</p> <p>(災害時の広域連携の推進)</p> <p>○大規模災害の発生に伴う各種支援や災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業などと災害協定を締結するなどの手法により広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。</p> <p>(災害時における電力の確保)</p> <p>○災害発生時、動く蓄電池として機動性が発揮でき、避難所等の電力確保を補うことができるEV、PHV車等を庁用車として導入していく必要がある。</p>
<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>	<p>(孤立地域等の発生防止)</p> <p>○孤立可能性集落へつながる道路の損傷・倒木等による不通等の被害を最小限にとどめるため、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する必要がある。</p> <p>○孤立地域等への物資供給のためヘリコプターやドローンを使った空輸による物資運搬方法を検討していく必要がある。</p> <p>○災害時に対応した通信網やライフライン整備を各事業者へ要請する必要がある。</p> <p>(家庭や地域における食料備蓄の促進)</p> <p>○災害時に孤立の可能性がある地域においては、家庭や地域における食料等の備蓄をより促進する必要がある。</p>
<p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<p>(災害対応の体制・資機材の強化)</p> <p>○消防署所について、市の公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、消防車両・資機材の計画的な更新、充実強化の必要がある。</p> <p>○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する必要がある。</p> <p>(災害時における燃料の確保)</p> <p>○消防署所や通信用施設において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、市内の燃料供給業者等と平素から密接な連絡調整をする必要がある。</p> <p>(消防団の災害対応力の強化)</p> <p>○消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき消防団加入促進（かたちづくり）、消防団施設及び機械器具等装備の充実（ものづくり）、消防団教育訓練及び処遇の充実（ひとづくり）等を推進していく必要がある</p>

<p>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生によるまちの混乱</p>	<p>(代替輸送手段の確保) ○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者が発生することが想定されるため、公共交通機関の不通時の代替輸送について、庁用バスの利用に関しバス運行委託事業者と事前に対応方法の検討を行っておく必要がある。</p> <p>(宿泊施設の提供、斡旋) ○観光イベント開催中に被災した場合は、遠方からの来客者は、帰宅困難者になる可能性が高く、市内の宿泊施設へ案内・誘導する必要がある。 ○市内にある三つの道の駅は、宿泊施設機能はないが、被災時の情報提供をすることや駐車場スペースを一時待機所として対応できるよう、事前に各施設と調整を行う必要がある。</p> <p>(避難場所・避難所等の案内表示) ○被災した公共交通利用者が集中する駅やバス停に、最寄の避難場所・避難所の案内表示や徒歩帰宅支援ルートを表示について普及を図る必要がある。</p> <p>(帰宅困難者の移送) ○被災により大量発生が予想される帰宅困難者の移動手段（バス）の確保を図るため、災害協定事業所との連携強化を図る必要がある。</p>
<p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>	<p>(新城市民病院の施設・設備の耐震化) ○新城市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、井戸水浄化設備の設置等を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>(新城市民病院の防災・減災機能の強化) ○災害拠点病院である新城市民病院は、災害時には多くの患者を受け入れる事となるため、大規模地震を想定した訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する必要がある。</p> <p>(災害対応マニュアル等の見直し) ○『新城市民病院災害対応マニュアル』及び『新城市民病院事業継続計画書（BCP）』について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。</p> <p>(医療関係機関との連携) ○災害時の医療体制を確保するため、平時から医師会等関係機関との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況や診療状況を把握するため、通信手段を確保する必要がある。 ○災害時に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受援体制を構築する必要がある。 ○被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するた</p>

	<p>めの航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の受援体制の検討をする必要がある。</p> <p>○大規模災害が発生した際、医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う地域災害医療対策会議が新城保健所に設置されるため、平時から災害時の医療体制・医療資源の確保について協議を行う必要がある。</p> <p>（医薬品・保健資機材の確保）</p> <p>○災害時の診療所の機能を確保するため、医療救護所に必要な応急用医療器材の備蓄を推進する必要がある。</p> <p>○医薬品・保健資機材の確保については、平時から関係者等の役割を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を整備する必要がある。</p> <p>（救命体制の強化）</p> <p>○大規模災害時には多数の傷病者が発生するため、救急救命士の計画的な養成や継続したスキルアップ及び補助にあたる救急隊員の質の向上を図る必要がある。</p> <p>（災害時保健活動の確保）</p> <p>○発災直後から被災者の感染症の予防、慢性疾患などの健康管理、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病（廃用症候群）の予防など、中長期的な視点を持って健康支援活動を展開する体制を整備する必要がある。</p> <p>（災害時の医療提供のためのルート確保）</p> <p>○医療支援部隊の活動及び支援物資の物流ルートとして使用する緊急輸送道路等を早期確保できるように、災害協定事業所や防災協力事業所等と道路啓開に向けた連携強化を推進する必要がある。</p> <p>（孤立地域における救急・救命体制の確保）</p> <p>○災害により孤立化が危惧される地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急手当講習会の実施など、市との連携を強化する必要がある。</p> <p>（要配慮者等の受入体制の整備）</p> <p>○要配慮者を始め指定避難所での長期避難生活が困難となる避難者の受け入れ施設を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。</p>
<p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>	<p>（医療機関等との連携及び活動資機材の整備）</p> <p>○避難所や自宅等の避難所外避難において、衛生環境の劣化にともない疫病、感染症等が蔓延する可能性があるため、消防署及び医療機関、保健所との組織的連携体制の構築、定期的な訓練を実施するとともに、資機材を整備する必要がある。</p> <p>（感染症への対応強化）</p> <p>○災害時には感染症等の予防対策を担う職員が多数必要になるが、</p>

	<p>専門知識のある保健師等も限られるため、予防対策を理解している職員を育成する必要がある。</p> <p>(防疫体制の整備)</p> <p>○廃棄物処理が遅れることにより衛生状態が悪化し、感染症のリスクが高まることを防ぐため、衛生関係資機材や従事者を事前に確保し、迅速に防疫作業ができる体制を整える必要がある。</p>
<p>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>(避難所施設の老朽化対策と機能整備)</p> <p>○避難者が安全に避難生活を送るためには、避難所に指定されている学校施設の老朽化対策の必要がある。避難所として利用する学校施設は、耐震工事を完了しているが、老朽化している内外装、設備などの非構造部の安全対策を講じる必要がある。また、高齢者等の要配慮者への避難所生活に支障がないよう機能面を充実させる必要がある。</p> <p>(避難所運営体制の整備)</p> <p>○適切な避難所運営に向けて、避難所担当職員の意識と実践力を向上するための研修・訓練を行う必要がある。また、自主防災組織等と協力し、地域が主体的に避難所の運営ができるよう訓練に取り込む必要がある。</p> <p>(女性に配慮した避難所運営)</p> <p>○避難所運営は男性目線の運営だけでなく、妊婦等の女性に配慮した運営とするため、平常時から自主防災会組織の活動や訓練を計画から女性が参画し、女性ニーズに応じた避難所運営をする必要がある。</p> <p>(LGBT等への配慮)</p> <p>○LGBT等性的マイノリティの被災生活について、周囲に不審がられトイレが使えないなど当事者が肩身の狭い想いをしないよう避難所運営について配慮する必要がある。</p> <p>(避難所間での格差の防止等)</p> <p>○大規模災害時において指定避難所以外での避難者に対しても、食料・飲料水等を提供できるような備蓄計画の見直し及び分散備蓄を推進する必要がある。</p> <p>(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)</p> <p>○避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正に管理し、災害時にはすぐ使用できるよう避難所担当職員、地域で資機材の取扱方法を共有する必要がある。</p> <p>○大規模災害時の通信機能の混乱により、避難者や近隣住民の安否確認等が取れない状況が想定されるため、避難所における特設公衆電話の整備の推進が必要である。</p> <p>(要配慮者等への支援体制の整備)</p> <p>○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとも</p>

	<p>に地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。</p> <p>(生活弱者の市外避難)</p> <p>○行政機能の低下により、必要な支援が行き届かなくなる生活弱者を市外へ避難させるための交通機関の確保を図る必要がある。</p> <p>(外国人への情報の伝達)</p> <p>○外国人に対し、緊急時の避難情報を始め、伝達体制の整備を行う必要がある。また、避難所での多言語やピクトグラム等での表示に努める必要がある。</p> <p>(視覚、聴覚障がい者への情報の伝達)</p> <p>○視覚、聴覚障がいのある方に対して、確実に情報の伝達ができるよう方法の検討を推進する必要がある。</p>
--	--

目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱</p>	<p>（災害時の防犯体制の強化） ○留守宅への「空き巣」などの街頭犯罪の多発を抑制するには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する必要がある。</p> <p>（地域コミュニティ力の強化に向けた防災・防犯体制づくりへの支援） ○継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する必要がある</p> <p>（警察署等の耐震化の促進） ○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する必要がある。</p>
<p>3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>（市役所の業務継続力の強化） ○『新都市業務継続計画（BCP）』を職員へ周知するとともに、定期的な見直しや、訓練の実施による実効性の向上など、業務継続力を強化する必要がある。</p> <p>（災害時における電力の確保） ○災害発生時、行政機能の中核である市役所や各総合支所については、電力供給が停止した場合でも、その機能が維持できるよう、非常用発電設備の整備、維持及び燃料確保に努める必要がある。</p> <p>（市情報ネットワーク機器のクラウド化） ○重要データを保護するため、基幹システム、情報系システムと同様に情報系ファイルサーバについてもクラウド化する必要がある。</p> <p>（防災拠点等の機能確保） ○災害対策本部を設置する市役所本庁舎は免震構造で、平成27年建築の作手総合支所は耐震構造であり倒壊の危険性は低い、鳳来総合支所においても災害対策本部の地区拠点を設置するため、施設の建て替え等推進する必要がある。 ○指定避難所等防災拠点として位置づけのある施設について、地震等への防災対策を推進する必要がある。 ○災害時の拠点救護所である新城保健センター等への非常用発電装置の設置など救護所機能を確保するための整備が必要である</p> <p>（市職員力の不足への対応） ○災害時、市職員力が不足する恐れがあるため、他の自治体からの支援を受け入れる相互応援協定を推進するとともに、受援体制を構築しておく必要がある。</p>

	<p>(災害時の広域連携の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">○広域的な応援が受けられるよう、応援部隊等の受入れ拠点、及び緊急輸送ルート確保等を行い、広域における連携を推進する必要がある。また、円滑に運営するため、早急に「新城市受援計画」を策定し、訓練を行う必要がある。○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。
--	--

目標（４）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない 最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの 麻痺・機能停止</p>	<p>（情報伝達手段の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（同報系）戸別受信機が停電時に受信できるよう乾電池の備蓄について周知を図るとともに、中継局の非常用発電機の燃料が供給できるよう体制を整備する必要がある。また不達地帯への伝達手段を確保する必要がある。 ○防災行政無線（同報系）再送信子局は、中継局と同等の機能を有しているため、中継局と同様に非常用発電設備を整備する必要がある。
<p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害 情報が必要な者に伝 達できない事態</p>	<p>（情報提供手段の多様化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市域が広く山間部が多いため、情報の中断は地域を孤立させる可能性が高く、市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう複数の通信手段を活用した情報伝達が必要である。そのために防災行政無線、携帯電話（緊急メール配信システムを含む）、ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進めていく必要がある。 <p>（光ファイバ網の復旧体制の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状の緊急連絡体制では、保守業者と市担当者の連絡網となっていることから、災害時の障害把握に時間がかかり、調査から復旧作業までに、相当な時間を要している。通信業者との連絡体制網を構築して、障害箇所と障害状況の情報共有のシステム化により、障害を迅速に把握し、早期復旧計画の策定により復旧を図る必要がある。
<p>4-3 災害時に活用する情 報サービスが機能停 止し、情報の収集・ 伝達ができず、避難 行動や救助・支援が 遅れる事態</p>	<p>（市民への確実な情報伝達）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災関係情報の周知は、テレビ・ラジオ等のマスメディアが強力であるが、地域にきめ細かく情報を周知するには、市のホームページ・メール配信又は、防災無線が重要なツールである。情報通信手段の多重化により、情報の周知が遅れることで、避難行動が遅れることがないようにするためメール配信システムの配信登録の啓発に務める必要がある。 <p>（こども園での避難訓練の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども園開園時に大規模災害が起きた場合、子どもたちを安全な場所に避難させることが必要であり、スムーズに子どもを保護者へ引き渡すために月1回以上訓練する必要がある。また、保護者への引き渡しに困難な子どもを安全に保護する体制づくりが必要である。 <p>（効果的な教育・啓発の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災時に情報途絶があっても、自主的な早期避難ができるようハザードマップ等を利用し、避難路の災害リスクを把握できるよう、事前の教育・啓発の取り組みを推進する必要がある。

	<p>○ハザードマップ等を活用し、家庭ごとのマイハザードマップの作成を推進し、我が家の防災会議を開くとともに、それに基づいた避難行動訓練を行う必要がある。</p> <p>(外国人への情報の伝達)</p> <p>○外国人に対し、緊急時の避難情報を始め防災情報を多言語に対応させるとともに、伝達体制の整備や平常時における避難訓練参加の必要がある。</p> <p>(視覚、聴覚障がい者への情報の伝達)</p> <p>○視覚、聴覚障がいのある方に対して、確実に情報の伝達ができるよう方法の検討を推進する必要がある。</p> <p>(小中学生への防災教育)</p> <p>○これからの防災の担い手となる小中学生に対する防災教育は非常に重要であり、過去の災害においても、避難誘導や避難所での中学生の活躍の報告がされている。防災センターの利用やお出かけ講座等を活用するなど、教育現場での防災教育に力を入れる必要がある。</p> <p>(適時・適切・確実な避難情報の発令)</p> <p>○避難情報の発令については空振りをおそれず、住民に対して適切・確実に情報を提供し、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を推進するとともに、防災対策本部員の判断力を養うための研修・訓練を開催する必要がある。</p>
--	---

目標（５）経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>５－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>	<p>（農業生産者における防災対策の促進） ○農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えるよう啓発を進め、農業者の防災力を強化する必要がある。</p> <p>（企業BCP策定の促進及び普及） ○災害が起きても、企業の被害を最小限に抑え事業の継続又は早期の復旧をするためにも事前に業務継続計画（BCP）の策定を行い災害に備える必要がある。愛知県等の支援事業を活用するなど、策定に取り組む企業を増やす必要がある。</p>
<p>５－２ エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響</p>	<p>（燃料供給ルート確保に向けた体制整備） ○災害により、道路施設等が被災すると燃料供給が停止し、サプライチェーンが寸断され、企業の生産能力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、燃料供給ルートの確保に向けた体制を整備する必要がある。</p>
<p>５－３ 食料等の安定供給の停滞</p>	<p>（食品産業事業者等の災害対策の強化） ○食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として災害対応時に係る食品産業事業者や輸送事業者と連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>（物流インフラの災害対応力の強化） ○物流インフラの災害対応力の強化のためには、道路の耐震対策・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等とともに、官民相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。 ○小売事業者等において、災害時における商品流通を確保するため、自己電力の確保や通信手段の確保を呼びかける必要がある</p> <p>（農業施設における生産基盤等の災害対応力の強化） ○農業水利施設の老朽化対策、耐震化をふまえたハード対策の推進と、農業生産者と連携した施設の保全や施設管理の体制整備など、ソフト対策の推進を共に推進する必要がある。</p>

目標（６）ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>（電力供給の災害対応力強化） ○交通インフラの被災によって応急、復旧に関する専門家の派遣が遅延する恐れがあるため、災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。</p> <p>（エネルギー供給源の多様化） ○発電所からの送電停止及び電柱の倒壊、倒木などの影響による長期停電を回避するための多様な電源確保が必要である。再生可能エネルギーや蓄電池等を活用したエネルギーの導入を促進する必要がある。 ○大規模自然災害における長期停電発生の間、最小限の電力を確保するため、家庭内、事業所等に発電機等の自己電力確保の推進を図る必要がある。 ○災害時においてリース業者から優先すべき施設への発電機の供給されるよう事前の協定及び調整が必要である。</p>
<p>6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>（水道施設・管路の耐震化の促進） ○災害時に人命の安全確保を図るために重要となる避難所、病院など供給優先度が特に高い施設へ水道水を供給する配水管の耐震化と給水拠点となる、配水池等についての耐震診断を実施する必要がある。 ○水道配水管において耐震性のない老朽管等の更新を計画的に推進する必要がある。</p> <p>（応急給水及び上水道復旧体制等の強化） ○災害時に応援事業体を円滑に受け入れる場所や体制の確保をする必要がある。 ○応急給水のための場所の確保や応急措置・復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係事業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。 ○停電時の送水施設の自家用発電機の燃料の確保及び補給要員を確保する必要がある。</p>
<p>6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>（下水道施設の耐震化） ○被災時の下水道管等の破損による交通障害の発生を防止するため、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の点検を行い、必要に応じ下水道管の更新を計画的に進めていく必要がある。</p> <p>（下水道BCPの見直し） ○被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道事業継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを行う必要がある。</p>

	<p>(農業集落排水施設の耐震化等の推進)</p> <p>○農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。</p> <p>(浄化槽の整備)</p> <p>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p> <p>(マンホールトイレの整備)</p> <p>○大規模な災害による避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている施設においてマンホールトイレの設置を検討する必要がある。</p> <p>(携帯トイレの備蓄の推進)</p> <p>○大規模災害によるライフラインの損壊により、早期復旧が見込めないため、携帯トイレの家庭内備蓄を推進する必要がある。</p>
<p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>	<p>(輸送ルートの機能確保)</p> <p>○輸送ルートの確実な確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を着実に推進する必要がある。</p> <p>○ライフラインとして機能する幹線道路(Ⅰ・Ⅱ級市道)の橋梁耐震化、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を着実に推進する必要がある。</p> <p>○広域的なネットワークの多重性・代替性を強化し、救助・救援、物資輸送、復旧活動等の広域的な支援を確保するため、高規格道路網の整備(スマートICの新設を含む)を推進する必要がある。</p> <p>○『新都市道路施設個別施設計画』に基づき主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を推進する必要がある。</p> <p>○ライフライン事業者(占有者)へ迅速な対応してもらうため、申請書類等の簡素化などを、推進する必要がある。</p> <p>(バス車両の確保)</p> <p>○発災直後から不足することが予測されるバス車両について、被災していない地域の民間バス会社からバス車両の貸出を円滑に受けられる体制を作るよう地域の民間バス会社に働きかける必要がある。</p> <p>(鉄道代替機能としてのバス輸送の増強)</p> <p>○急峻な山間を通過する飯田線は災害復旧に時間を要することが想定されることから、代替機能としての民間バスの増強を図る必要がある。</p>

目標（7）制御不能な複合被害・二次災害を発生させない

起きてはならない 最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生</p>	<p>（火災に強いまちづくりの推進） ○火災に強いまちづくりを推進するため、都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、狭あい道路整備等促進事業を促進する必要がある。</p> <p>（消防・救急活動能力の充実・強化） ○大規模災害において、市街地では火災の類焼及び多数の傷病者の発生が危惧されるため、救急隊員や救助隊員の質の向上、救急救命士の計画的な養成及び装備資機材の更新、充実強化を図る必要がある。</p> <p>（消防水利の確保） ○市内設置の防火水槽について、老朽化防火水槽の維持管理、耐震性貯水槽への更新及び未設置地区への新規設置等、市街地での水利確保のため計画的な更新整備を行う必要がある。</p> <p>（消防団の災害対応力の強化） ○消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき、消防団加入促進（かたちづくり）、消防団施設及び機械器具等装備の充実（ものづくり）、消防団教育訓練及び処遇の充実（ひとづくり）等を推進していく必要がある。</p>
<p>7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>	<p>（住宅・建築物の耐震化） ○緊急輸送道路については、地震により建築物が倒壊し、通行の障害とならないよう沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。</p> <p>（空き家対策の推進） ○適正に管理されず、倒壊等の恐れのある空き家等の対策を推進する必要がある。</p>
<p>7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>	<p>（農業用ため池の安全性向上） ○農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備を推進するとともに、平常時から地域住民の防災意識の向上を図るためにもハザードマップの整備・公表を推進する必要がある。</p>
<p>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</p>	<p>（有害物質の拡散・流出対策の推進） ○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事業所における化学物質の飛散・流出が生じた際に影響する事業者や住民に対して、事故発生時の適切な対応について、マニュアルを作成するなど迅速に周知・対応する必要がある。 ○石綿（アスベスト）やPCB廃棄物等の飛散・流出を防止するた</p>

	<p>め、対象となる建築物等を把握し、処理計画を作成して事前に除去するなどの適切な対策を講じる必要がある。</p>
<p>7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p>	<p>(農地の保全管理や体制整備)</p> <p>○日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。</p> <p>(適切な森林の整備・保全)</p> <p>○森林の多面的機能を発揮させるため、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。また、その基盤となる林道の開設、改良、舗装などを推進する必要がある。</p> <p>○山地災害防止及び生活環境の保全・形成のため、治山対策を推進する必要がある。</p> <p>(鳥獣害対策用侵入防止柵の管理等の推進)</p> <p>○侵入防止柵の見回り等を適宜行い、危険箇所の早期把握、補修、補強に努める必要がある。また、長期間放置され、他のインフラの復旧に支障を及ぼすことのないよう対応方法を検討する必要がある。</p>

目標（８）地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪な事態	脆弱性評価結果
<p>８－１ 大量に発生する災害 廃棄物の処理の停滞 により復旧・復興が 大幅に遅れる事態</p>	<p>（災害廃棄物処理計画の策定等） ○新城市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を実行するための行動計画を策定し、関係者と共有できる体制づくりを行う必要がある。</p> <p>（災害廃棄物の仮置場の確保の推進） ○災害廃棄物の仮置場や運搬ルート、処理体制などを検討し災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、教育、訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を推進する必要がある。</p> <p>（廃棄物処理施設整備の推進） ○廃棄物処理施設の災害対応力を強化するため、計画的な改修を促進するとともに、廃棄物の広域的な処理体制を図る必要がある。</p> <p>（防疫体制の整備） ○廃棄物処理が遅れることにより衛生状態が悪化し、感染症のリスクが高まることを防ぐため、衛生関係資機材や従事者を事前に確保し、迅速に防疫作業ができる体制を整える必要がある。</p>
<p>８－２ 復旧・復興を支える 人材等（専門家、コ ーディネーター、ボ ランティア、労働者 、地域に精通した技 術者等）の不足によ り復旧・復興が大幅 に遅れる事態</p>	<p>（地方行政機関等の体制・施設の強化） ○大規模自然災害により、初動期の職員の参集が困難であったり行政職員等の活動拠点が被災し、復興・復旧のための機能が大幅に低下することを防ぐため、職員の防災に関する知識の向上や施設の強化を推進する必要がある。</p> <p>（災害ボランティアの活動体制の確認） ○市及び社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの設営・運営時における役割分担を確認し、ボランティアセンターの運営訓練等を通じた情報交換を行う必要がある。 ○災害ボランティアセンターの運営やボランティアの受け入れ及び地域からのニーズのマッチングは、社会福祉協議会だけではできないため、センター運営を担う地域のボランティアコーディネーターの養成が必要である。</p> <p>（民間事業者との災害協定推進） ○大規模な自然災害発生時には、行政機能や行政職員だけでは災害対応できないため、平常時から民間事業者と災害協定を結ぶとともに、物的及び人的な応援・協力が受けられるよう共同訓練が必要である。</p> <p>（円滑な遺体の処置にむけた体制等の確保） ○災害発生後において円滑・迅速に遺体処置ができる体制を関係機関と協力して整備・推進する必要がある。</p>

<p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(行政区への加入率の向上) ○災害時において、地域コミュニティ単位での助け合い（共助）が非常に効果をあげているため、平常時のコミュニティ（行政区）活動を活発化するため、行政区への加入率を促進する必要がある。</p> <p>(地域自治区における防災・防犯体制づくりへの支援) ○各地域自治区において、防災・防犯意識の向上を図り、防災士、見守り隊などの人材育成や、防災訓練・パトロールの強化防災・防犯資機材の充実などの取り組みを推進している。地域における自治力の強化が人の繋がりも強固なものにするため、今後も地域の防災・防犯体制づくりの支援により官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を図っていく必要がある。</p> <p>(地域コミュニティ力の強化に向けた支援) ○人口減少・少子高齢化に伴い、大規模災害発生時に対応できる行政区の担い手の不足が懸念されるため、行政区再編や地域自治区単位での連携・協力体制づくりを支援していく必要がある。</p> <p>(地域コミュニティへの女性登用) ○地域の結びつきを強化するため、行政区や自主防災組織等の役員に女性を複数含めるなど、平常時から女性の能力が発揮できる環境整備をする必要がある。</p> <p>(災害時の防犯体制の強化) ○留守宅への「空き巣」などの街頭犯罪の多発を抑制するには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動の体制を強化する必要がある。</p> <p>(家族での安全確認) ○大災害時を想定し、常に家族が情報交換し、身の安全確保を確認できる環境作りをしておく必要がある。『自分の命は自分で守る』意識を持てるよう各家庭への啓発を行う必要がある。</p> <p>(若者の防災活動の参加) ○防災活動を率先して行う事が出来る若者を増やすため、新城市若者防災の会『襷』と連携し、地域が行う防災訓練や防災イベントに参加するなど、若者が防災活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。</p>
<p>8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(地積調査等の推進) ○被災後の復旧・復興事業の迅速化を可能とするため、土地境界等を明確にしておく地積調査等を推進する必要がある。</p> <p>(幹線道路のネットワーク化の推進) ○大規模自然災害への備えはもとより発生後の速やかな復旧、復興の妨げとならないように市内主要施設への交通アクセス、市</p>

	<p>外へのアクセスなど幹線道路の効果的な整備と橋梁耐震化、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する必要がある。</p> <p>○広域的なネットワークの多重性・代替性を強化し、救助・救援物資輸送、復旧活動等の広域的な支援を確保するため、高規格道路網の整備（スマートICの新設を含む）を推進する必要がある。</p>
<p>8-5 被災者の住居確保等の遅延により、生活再建が遅れる事態</p>	<p>（応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取り組み）</p> <p>○応急仮設住宅を迅速に提供するため、応急仮設住宅建設マニュアルに基づいた実施体制の整備を推進する必要がある。</p> <p>○被災者が早急に住居を確保することができるよう、官民連携による賃貸住宅等の情報提供が迅速に行えるよう、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。</p> <p>（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）</p> <p>○被災者が早急に住居を確保することができるよう、官民連携による賃貸住宅等の情報提供が迅速に行えるよう、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。</p> <p>（罹災証明書の迅速な発行体制の整備）</p> <p>○迅速な罹災証明書発行及び的確性を確保するため、平常時から被害認定調査研修等の実施に取り組む必要がある。また、研修受講者の範囲を担当課以外に広げ、より多くの従事可能な職員の確保に取り組む必要がある。</p>
<p>8-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>	<p>（的確な情報発信のための体制強化）</p> <p>○正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確な情報発信をするため関係機関などと連携し、風評被害等に対応するための体制強化を推進する必要がある。</p> <p>○庁内各課における正しい情報の収集と周知・広報について、該当部署を中心とした組織体制を整える必要がある。</p>

【別紙2】 施策分野ごとの脆弱性評価結果

ア 個別施策分野

①行政機能 警察・消防等

【行政機能】

（市役所の業務継続力の強化）

- 『新城市業務継続計画（BCP）』を職員へ周知するとともに、定期的な見直しや、訓練の実施による実効性の向上など、業務継続力を強化する必要がある。（3-2）

（防災拠点等の機能確保）

- 災害対策本部を設置する市役所本庁舎は免震構造で、平成27年建築の作手総合支所は耐震構造であり倒壊の危険性は低いが、鳳来総合支所においても災害対策本部の地区拠点を設置するため、施設の建て替え等推進する必要がある。（3-2）
- 指定避難所等防災拠点として位置づけのある施設について、地震等への防災対策を推進する必要がある。（3-2）
- 災害時の拠点救護所である新城保健センター等への非常用発電装置の設置など救護所機能を確保するための整備が必要である。（3-2）

（倒壊等の危険が高い公共建築物の再編）

- 耐震基準改正以前に着工され、耐震補強がされていない公共建築物及び土砂災害警戒区域等に立地する公共建築物については、大規模自然災害による倒壊等の危険が高いため、廃止を検討する必要がある。（1-1）

（地方行政機関等の体制・施設の強化）

- 大規模自然災害により、初動期の職員の参集が困難であったり、行政職員等の活動拠点が被災し、復興・復旧のための機能が大幅に低下することを防ぐため、職員の防災に関する知識の向上や施設の強化を推進する必要がある。（8-2）

（罹災証明書の迅速な発行体制の整備）

- 迅速な罹災証明書発行及び的確性を確保するため、平常時から被害認定調査研修等の実施に取り組む必要がある。また、研修受講者の範囲を担当課以外に広げ、より多くの従事可能な職員の確保に取り組む必要がある。（8-5）

（こども園開園時の食料安定供給）

- 有事に備え、こども園の防災用非常食の備蓄を行うとともに、アレルギー疾患の乳幼児に対応した防災用非常食の備蓄を継続的に整備していく必要がある。（2-1）

（避難場所・避難所等の案内表示）

- 被災した公共交通利用者が集中する駅やバス停に、最寄りの避難場所・避難所の案内表示や徒歩帰宅支援ルートを表示について普及を図る必要がある。（2-4）

（避難所運営体制の整備）

- 適切な避難所運営に向けて、避難所担当職員の意識と実践力を向上するための研修・訓練を行う必要がある。また、自主防災組織等と協力し、地域が主体的に避難所の運営ができるよう訓練に取り込む必要がある。（2-7）

(女性に配慮した避難所運営)

- 避難所運営は男性目線の運営だけでなく、妊婦等の女性に配慮した運営とするため、平常時から自主防災会組織の活動や訓練を計画から女性が参画し、女性ニーズに応じた避難所運営をする必要がある。(2-7)

(LGBT等への配慮)

- LGBT等性的マイノリティの被災生活について、周囲に不審がられトイレが使えないなど当事者が肩身の狭い思いをしないよう避難所運営について配慮する必要がある。(2-7)

(避難所間での格差の防止等)

- 大規模災害時において指定避難所以外での避難者に対しても、食料・飲料水等を提供できるような備蓄計画の見直し及び分散備蓄を推進する必要がある。(2-7)
- 指定避難所以外の被災者に対しても、食料・飲料水等を提供できるような備蓄計画の見直し及び分散備蓄の検討の必要がある。(2-7)

(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)

- 避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正に管理し、災害時にはすぐ使用できるように避難所担当職員、地域で資機材の取扱方法を共有する必要がある。(2-7)
- 大規模災害時に通信機能の混乱により、避難者や近隣住民の安否確認等が取れない状況が想定されるため、避難所における特設公衆電話の整備の推進が必要である。(2-7)

【警察・消防等】

(災害対応の体制・資機材の強化)

- 消防署所について、市の公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、消防車両・資機材の計画的な更新、充実強化を図る必要がある。(2-3)
- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する必要がある。(2-3)

(消防・救急活動能力の充実・強化)

- 大規模災害において、市街地では火災の類焼及び多数の傷病者の発生が危惧されるため、救急隊員や救助隊員の質の向上、救急救命士の計画的な養成及び装備資機材の更新、充実強化を図る必要がある。(7-1)

(消防水利の確保)

- 市内設置の防火水槽について、老朽化防火水槽の維持管理、耐震性貯水槽への更新及び未設置地区への新規設置等、市街地での水利確保のため計画的な更新整備を行う必要がある。(7-1)

(救命体制の強化)

- 大規模災害時には多数の傷病者が発生するため、救急救命士の計画的な養成や継続したスキルアップ及び補助にあたる救急隊員の質の向上を図る必要がある。(2-5)

(災害時における燃料の確保)

- 消防署所や通信用施設において必要とする非常用発電機設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、市内の燃料供給業者等と平素から密接な連絡調整をする必要がある。(2-3)

(消防団の災害対応力の強化)

- 消防団運営に係る基本理念及び中長期的な運営戦略を総合的に計画化し、その計画に基づき、消防団加入促進(かたちづくり)、消防団施設及び機械器具等装備の充実(ものづくり)、消防団教育訓練及び処遇の充実(ひとづくり)等を推進していく必要がある。(1-2)(2-3)(7-1)

(警察署等の耐震化の促進)

- 警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する必要がある。(3-1)

(災害時の防犯体制の強化)

- 留守宅への「空き巣」などの街頭犯罪の多発を抑制するには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動の体制を強化する必要がある。(8-3)

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 耐震基準改正(昭和56年)以前に着工された木造住宅に対する無料耐震診断や耐震改修、解体、シェルター設置の補助、非木造住宅に対する耐震診断や耐震改修の補助を実施するとともに、住宅・建築物の耐震性の向上を促進するため、お出かけ講座などによる啓発活動を積極的に実施する必要がある。(1-1)(7-2)

(家具・機械設備等の転倒防止策の促進)

- 広報ほのかやお出かけ講座等で地震における家具転倒防止の重要性について周知するとともに家具転倒防止用具取付事業を推進する必要がある。(1-1)
- 企業においては、事務機器及び機械設備等の転倒防止策を促進する必要がある。(1-1)

(火災に強いまちづくりの推進)

- 火災に強いまちづくりを推進するため、都市再生整備計画事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、狭あい道路整備等促進事業を促進する。(7-1)

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震化の啓発を推進する必要がある。併せて天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。(1-1)

(不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策)

- 消防法で規定する防火対象物においては、それぞれ選任した防火管理者のもと、消防計画に基づく消火、通報、避難等の訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を行うとともに、施設利用者に対する火気の使用、取扱い等に関する注意喚起を行い、防火に対する指導を徹底する必要がある。(1-2)

- 庁舎等は不特定多数の者が利用することから、施設及び設備における防火・耐火性能を保持するための安全点検を定期的に行い、危険な箇所又は補修が必要な箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る必要がある。(1-2)

(河川施設等の強化)

- 河川による被害の軽減のため、河川護岸、樋門等の耐震化、橋梁等の老朽化対策を推進する必要がある。(1-3)
- 河川による被害に備えるため、護岸等の定期点検を行い、異常の有無を調査する必要がある。(1-3)
- 洪水等による災害の防止軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。(1-3)

(浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐため、河川・樋門等の機能強化、河道浚渫、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。(1-3)
- 平常時から地域住民や消防団により、重要水防箇所等の合同巡視を実施する必要がある。(1-3)
- 洪水時の危機管理型水位計による水位情報の活用が必要である。(1-3)
- 豊川や市の管理河川の状況、水位等を正確に把握し、最新の情報を速やかに災害対策本部に集約するとともに、迅速な対応をする必要がある。また県管理河川、市管理河川においても住民が日常的に確認できる河川水位の見える化を考える必要がある。(1-3)

(豊川の減災に係る取り組みの実施)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取り組み方針に沿った排水計画・復旧計画の立案を促進する必要がある。(1-3)
- 豊川の洪水から流域住民の命を守り「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すため、「豊川水防災サミット」に参加し、豊川流域市や関係機関との情報の交換や連携する必要がある。(1-3)

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国、県の動向を踏まえ、対応する必要がある。(1-3)

(水道施設管路の耐震化)

- 災害時に人命の安全確保を図るために重要となる避難所、病院など供給優先度が特に高い施設へ水道水を供給する配水管及び給水拠点となる配水池等の耐震化が必要である。(2-1) (6-2)
- 災害時において、断水は人命存続にかかわる問題であり、施設・管路の応急復旧までの住民への応急給水活動を維持するため、具体的活動方法などを確立する必要がある。(2-1) (6-2)

(応急給水及び上水道復旧体制等の強化)

- 災害時に応援事業体を円滑に受け入れる場所や体制の確保をする必要がある。(6-2)
- 応急給水のための場所の確保や応急措置・復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係事業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。(6-2)
- 停電時の送水施設の自家用発電機の燃料の確保及び補給要員を確保する必要がある。(6-2)

（下水道施設の耐震化）

- 被災時の下水道管等の破損による交通障害の発生を防止するため、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の点検を行い、必要に応じ下水道管の更新を計画的に進めていく必要がある。(6-3)

（下水道BCPの見直し）

- 被災時の機能回復を早期に図れるよう、下水道事業継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを行う必要がある。(6-3)

（農業集落排水施設の耐震化等の推進）

- 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。(6-3)

（空き家対策の推進）

- 適正に管理されず、倒壊等の恐れのある空き家等の対策を推進する必要がある。(7-2)

（応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取り組み）

- 応急仮設住宅を迅速に提供するため、応急仮設住宅建設マニュアルに基づいた実施体制の整備を推進する必要がある。(8-5)

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早急に住居を確保することができるよう、官民連携による賃貸住宅等の情報提供が迅速に行えるよう、既存ストックの活用を図ることができる体制整備を推進する必要がある。(8-5)

③保健医療・福祉

（新城市民病院の施設・設備の耐震化）

- 新城市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、井戸水浄化設備の設置等を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化を推進する必要がある。(2-5)

（新城市民病院の防災・減災機能の強化）

- 災害拠点病院である新城市民病院は、災害時には多くの患者を受け入れる事となるため、大規模地震を想定した訓練などの実施により、迅速な対応ができる体制作りを推進する必要がある。(2-5)

（災害対応マニュアル等の見直し）

- 『新城市民病院災害対応マニュアル』及び『新城市民病院事業継続計画書（BCP）』について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。(2-5)

（医療関係機関との連携）

- 災害時の医療体制を確保するため、平時から医師会等関係機関との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況や診療状況を把握するため、通信手段を確保する必要がある。(2-5)
- 災害時に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣医療チーム（DMAT）

- 及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の受援体制を構築する必要がある。（2-5）
- 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の受援体制の検討をする必要がある。（2-5）
 - 大規模災害が発生した際、医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う地域災害医療対策会議が新城保健所に設置されるため、平時から災害時の医療体制・医療資源の確保について協議を行う必要がある。（2-5）

（医薬品・保健資機材の確保）

- 災害時の診療所の機能を確保するため、医療救護所に必要な応急用医療器材の備蓄を推進する必要がある。（2-5）
- 医薬品・保健資機材の確保については、平時から関係者等の役割を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を整備する必要がある。（2-5）

（災害時保健活動の確保）

- 発災直後から被災者の感染症の予防、慢性疾患などの健康管理、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病（廃用症候群）の予防など、中長期的な視点を持って健康支援活動を展開する体制を整備する必要がある。（2-5）

（災害時の医療提供のためのルート確保）

- 医療支援部隊の活動及び支援物資の物流ルートとして使用する緊急輸送道路等を早期確保できるように、災害協定事業所や防災協力事業所等と道路啓開に向けた連携強化を推進する必要がある。（2-5）

（孤立地域における救急・救命体制の確保）

- 災害により孤立化が危惧される地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急手当講習会の実施など、市との連携を強化する必要がある。（2-5）

（医療機関等との連携及び活動資機材の整備）

- 避難所や自宅等の避難所外避難において、衛生環境の劣化にともない疫病、感染症等が蔓延する可能性があるため、消防署及び医療機関、保健所との組織的連携体制の構築、定期的な訓練を実施するとともに、資機材を整備する必要がある。（2-6）

（感染症への対応強化）

- 災害時には感染症等の予防対策を担う職員が多数必要になるが、専門知識のある保健師等も限られるため、予防対策を理解している職員を育成する必要がある。（2-6）

（防疫体制の整備）

- 廃棄物処理が遅れることにより衛生状態が悪化し、感染症のリスクが高まることを防ぐため、衛生関係資機材や従事者を事前に確保し、迅速に防疫作業ができる体制を整える必要がある。（2-6）

（要配慮者等への支援体制の整備）

- 災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。（2-7）

（生活弱者の市外避難）

- 行政機能の低下により、必要な支援が行き届かなくなる生活弱者を市外へ避難させる

ための交通機関の確保を図る必要がある。(2-7)

(市職員力の不足への対応)

- 大災害時、市職員力が不足する恐れがあるため、他の自治体かからの支援を受け入れる相互応援協定をすすめるとともに、受援体制を構築しておく必要がある。(3-2)

(災害時の広域連携の推進)

- 広域的な応援が受けられるよう、部隊等の受け入れ拠点、及び緊急輸送ルート確保等を行い、広域における連携を推進する必要がある。また、円滑に運営するため、早急に「新都市受援計画」を策定し、訓練を行う必要がある。(3-2)

④エネルギー

(災害時における電力の確保)

- 災害発生時、動く蓄電池として機動性が発揮でき、避難所等の電力確保を補うことができるEV、PHV車等を庁用車として導入していく必要がある。(2-1)
- 災害発生時、行政機能の中核である市役所や各総合支所については、電力供給が停止した場合でも、その機能が維持できるよう、非常用発電設備の整備、維持及び燃料確保に努める必要がある。(3-2)

(電力供給の災害対応力強化)

- 交通インフラの被災によって応急、復旧に関する専門家の派遣が遅延する恐れがあるため、災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。(6-1)

(エネルギー供給源の多様化)

- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊、倒木などの影響による長期停電を回避するための多様な電源確保が必要である。再生可能エネルギーや蓄電池等を活用したエネルギーの導入を促進する必要がある。(6-1)
- 大規模自然災害における長期停電発生の間、最小限の電力を確保するため、家庭内、事業所等に発電機等の自己電力確保の推進を図る必要がある。(6-1)
- 災害時においてリース業者から優先すべき施設への発電機の供給されるよう事前の協定及び調整が必要である。(6-1)

⑤情報通信

(情報提供手段の多様化)

- 市域が広く山間部が多いため、情報の中断は地域を孤立させる可能性が高く、市民に警報等の災害情報が確実に伝わるよう複数の通信手段を活用した情報伝達が必要である。そのために防災行政無線、携帯電話(緊急メール配信システムを含む)ホームページ、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を進めていく必要がある。(4-2)

(情報伝達手段の確保)

- 防災行政無線(同報系)戸別受信機が停電時に受信できるよう乾電池の備蓄について周知を図るとともに、中継局の非常用発電機の燃料が供給できるよう体制を整備する必要がある。また、不達地帯への伝達手段を確保する必要がある。(4-1)
- 防災行政無線(同報系)再送信子局は、中継局と同等の機能を有しているため、中継局と同様に非常用発電設備を整備する必要がある。(4-1)

(市情報ネットワーク機器のクラウド化)

- 重要データを保護するため、基幹システム、情報系システムと同様に情報系ファイルサーバについてもクラウド化する必要がある。(3-2)

(光ファイバ網の復旧体制の強化)

- 現状の緊急連絡体制では、保守業者と市担当者の連絡網となっていることから、災害時の障害把握に時間がかかり、調査から復旧作業までに、相当な時間を要している。通信業者との連絡体制網を構築して、障害箇所と障害状況の情報共有のシステム化により、障害を迅速に把握し、早期復旧計画の策定により復旧を図る必要がある。(4-2)

(市民への確実な情報伝達)

- 防災関係情報の周知は、テレビ・ラジオ等のマスメディアが強力であるが、地域にきめ細かく情報を周知するには、市のホームページ・メール配信又は、防災無線が重要なツールである。情報通信手段の多重化により、情報の周知が遅れることで、避難行動に遅れることがないようにするためメール配信システムの配信登録の啓発に務める必要がある。(4-3)
- ハザードマップ等を活用し、家庭ごとのマイハザードマップの作成を推進し、我が家の防災会議を開くとともに、それに基づいた避難行動訓練を行う必要がある。(4-3)

(的確な情報発信のための体制強化)

- 正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確な情報発信をするため関係機関などと連携し、風評被害等に対応するための体制強化を推進する必要がある。(8-6)
- 庁内各課における正しい情報の収集と周知・広報について、該当部署を中心とした組織体制を整える必要がある。(8-6)

(適時・適切・確実な避難情報の発令)

- 避難情報の発令については空振りをおそれず、住民に対して適切・確実に情報を提供し、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を推進するとともに、防災対策本部員の判断力を養うための研修・訓練を開催する必要がある。(4-3)

(外国人への情報の伝達)

- 外国人に対し、緊急時の避難情報を始め、伝達体制の整備を行う必要がある。また、避難所での多言語やピクトグラム等での表示に努める必要がある。(2-7) (4-3)

(視覚、聴覚障がい者への情報の伝達)

- 視覚、聴覚障がいのある方に対して、確実に情報の伝達ができるよう方法の検討を推進する必要がある。(2-7) (4-3)

⑥産業・経済

(農業生産者における防災対策の促進)

- 農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えるよう啓発を進め、農業者の防災力を強化する必要がある。(5-1)

(企業BCP策定の促進及び普及)

- 災害が起きても、企業の被害を最小限に抑え事業の継続又は早期の復旧をするためにも事前に業務継続計画（BCP）の策定を行い災害に備える必要がある。愛知県等の支援事業を活用するなど、策定に取り組む企業を増やす必要がある。（5-1）

（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）

- 災害により、道路施設等が被災すると燃料供給が停止し、サプライチェーンが寸断され、企業の生産能力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、燃料供給ルートの確保に向けた体制を整備する必要がある。（5-2）

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として災害対応時に係る食品産業事業者や輸送事業者と連携・協力体制を強化する必要がある。（5-3）

⑦交通・物流

（物資輸送ルートの機能確保）

- 輸送ルートの確実な確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の電線地中化・道路付属物耐震化・橋梁耐震化・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を着実に推進する必要がある。（2-1）（5-3）（6-4）（8-4）
- 緊急輸送道路及び重要物流道路の啓開を国、県へ要請を行い、撤去物の置場を確保する必要がある。（2-1）
- 広域的なネットワークの多重性・代替性を強化し、救助・救援、物資輸送、復旧活動等の広域的な支援を確保するため、高規格道路網の整備（スマートICの新設を含む）を推進する必要がある。（2-1）（6-4）（8-4）
- ライフラインとして機能する幹線道路（Ⅰ・Ⅱ級市道）の橋梁耐震化、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を着実に推進する必要がある。（6-4）
- 『新城市道路施設個別施設計画』に基づき主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の選定を推進する必要がある。（6-4）
- ライフライン事業者（占有者）へ迅速な対応してもらうため、申請書類等の簡素化などを、推進する必要がある。（6-4）

（物資輸送体制の確立）

- 救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と災害協定事業所を始めとする物流事業者と連携して、円滑かつ迅速な食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等が可能となるよう連絡体制の構築をするとともに、最適な輸送手段、人員配置についても検討を行う必要がある。（2-1）

（受援体制の構築）

- 迅速かつ効率的な物資調達・受援体制を構築するため、新城市受援計画を早急に策定し、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、産官民の連携等により実効性を高める必要がある。（2-1）

（孤立地域等の発生防止）

- 孤立可能性集落へつながる道路の損傷・倒木等による不通等の被害を最小限にとどめるため、あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等を推進する必要がある。（2-2）
- 孤立地域等への物資供給のためヘリコプターやドローンを使った、空輸による物資運

搬方法を検討していく必要がある。(2-2)

- 災害時に対応した通信網やライフライン整備を各事業者へ要請する必要がある。(2-2)

(代替輸送手段の確保)

- 大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者が発生することが想定されるため、公共交通機関の不通時の代替輸送について、庁用バスの利用に関しバス運行委託事業者と事前に対応方法の検討を行っておく必要がある。(2-4)

(宿泊施設の提供、斡旋)

- 観光イベント開催中に被災した場合は、遠方からの来客者は、帰宅困難者になる可能性が高く、市内の宿泊施設へ案内・誘導する必要がある。(2-4)
- 市内にある三つの道の駅は、宿泊施設機能はないが、被災時の情報提供をすることや駐車場スペースを一時待機所として対応できるよう、事前に各施設と調整を行う必要がある。(2-4)

(帰宅困難者の移送)

- 被災により大量発生が予想される帰宅困難者の移動手段(バス)の確保を図るため、災害協定事業所との連携強化を図る必要がある。(2-4)

(物流インフラの災害対応力の強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化のためには、道路の耐震対策・あいち森と緑づくり事業を活用した道路沿いの間伐等とともに、官民相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する必要がある。(5-3)
- 小売事業者等において、災害時における商品流通を確保するため、自己電力の確保や通信手段の確保を呼びかける必要がある。(5-3)

(バス車両の確保)

- 発災直後から不足することが予測されるバス車両について、被災していない地域の民間バス会社からバス車両の貸出を円滑に受けられる体制を作るよう地域の民間バス会社に働きかける必要がある。(6-4)

(鉄道代替機能としてのバス輸送の増強)

- 急峻な山間を通過する飯田線は災害復旧に時間を要することが想定されることから、代替機能としての民間バスの増強を図る必要がある。(6-4)

⑧農林

(農業用ため池の安全性向上)

- 農業用ため池の不測の事態から周辺住民の生命・財産を守るため、老朽化や地震対策の必要性に応じ、計画的に整備を推進するとともに、平常時から地域住民の防災意識の向上を図るためにもハザードマップの整備・公表を推進する必要がある。(1-4)(7-3)

(農業施設における生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業水利施設の老朽化対策、耐震化をふまえたハード対策を推進するとともに、農業

生産者と連携した施設の保全や施設管理の体制整備などソフト対策の推進を共に推進する必要がある。(5-3)

(農地の保全管理や体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。(7-5)

(適切な森林の整備・保全)

- 森林の多面的機能を発揮させるため、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。また、その基盤となる林道の開設、改良、舗装などを推進する必要がある。(7-5)
- 山地災害防止及び生活環境の保全・形成のため、治山対策を推進する必要がある。(7-5)

(鳥獣害対策用侵入防止柵の管理等の推進)

- 侵入防止柵の見回り等を適宜行い、危険箇所の早期把握、補修、補強に努める必要がある。また、長期間放置され、他のインフラの復旧に支障を及ぼすことのないよう対応方法を検討する必要がある。(7-5)

⑨地域保全・土地利用

(地積調査等の推進)

- 大規模自然災害等による被災後の復旧・復興事業の迅速化を可能とするため、土地境界等を明確にしておく地積調査等を推進する必要がある。(8-4)

(土砂災害対策の推進)

- 本市は自然環境が豊かである反面、土砂災害が多発する可能性が高く、人的被害を防止するため土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を国や県と連携して推進する必要がある。(1-4)
- 土砂災害（特別）警戒区域の指定がなされた地区については、土砂災害ハザードマップを作成・配布し、その危険性を周知するとともに、迅速な避難行動ができるよう情報の発信や避難訓練等を推進する必要がある。(1-4)

(治山対策の推進)

- 住宅地等の周辺にある保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境の保全・形成を図るため、間伐など森林の適正管理と治山施設の整備を実施していく必要がある。(1-4)

⑩環境

(災害廃棄物処理計画の策定等)

- 新城市災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を実行するための行動計画を策定し、関係者と共有できる体制づくりを行う必要がある。(8-1)

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 災害廃棄物の仮置場や運搬ルート、処理体制などを検討し災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、教育、訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を推進する必要がある。(8-1)

(廃棄物処理施設整備の推進)

- 廃棄物処理施設の災害対応力を強化するため、計画的な改修を促進するとともに、廃棄物の広域的な処理体制を図る必要がある。(8-1)

(防疫体制の整備)

- 廃棄物処理が遅れることにより衛生状態が悪化し、感染症のリスクが高まることを防ぐため、衛生関係資機材や従事者を事前に確保し、迅速に防疫作業ができる体制を整える必要がある。(8-1)

(有害物質の拡散・流出対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事業所における化学物質の飛散・流出が生じた際に影響する事業者や住民に対して、事故発生時の適切な対応について、マニュアルを作成するなど迅速に周知・対応する必要がある。(7-4)
- 石綿（アスベスト）やPCB廃棄物等の飛散・流出を防止するため、対象となる建築物等を把握し、処理計画を作成して事前に除去するなどの適切な対策が講じる必要がある。(7-4)

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。(6-3)

(マンホールトイレの整備)

- 大規模な災害による避難所のトイレ不足に対応するため、避難所に指定されている施設においてマンホールトイレの設置を検討する必要がある。(6-3)

(円滑な遺体の処置にむけた体制等の確保)

- 災害発生後において円滑・迅速に遺体処置ができる体制を関係機関と協力して整備・推進する必要がある。(8-2)

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災の向上)

- 発災直後における混乱期において、被災者の相互救助も含め地域の初動対応における防災力の充実・強化が必要である。そのためには、平常時から、自主防災会等による防災訓練、初期消火訓練、救急講習等を実施する必要がある。(1-2)
- 発災時における地域の防災活動のリーダーとして、防災コーディネーターや防災士の養成に努め、常にスキルアップしていく必要がある。(1-2)
- 企業防災力向上のため、事業所において自衛防災組織の構築をするとともに、防災訓練・初期消火訓練・救急講習等を実施する必要がある。(1-2)

(ハザードマップの作成・防災教育や避難行動の推進)

- 市内の県管理河川の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、関係住民への周知啓発を行う必要がある。(1-3)
- 洪水ハザードマップを基に浸水区域内の住民を対象とした防災教育や、避難行動訓練（みずから守るプログラムの活用）が必要である。(1-3)

(備蓄の推進)

- 家庭内での食料・飲料水等の備蓄を推進するため、防災講話や防災啓発イベント、自主防災会の会議や防災訓練等で啓発が必要である。また、企業においても、社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄を推進するよう啓発を強化する必要がある。(2-1)
- 本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者だけでなく在宅避難者に対しても食料、飲料水等を提供するために備蓄を推進するとともに、少しでも避難生活の居住性を向上するために必要物資についても検討をしていく必要がある。(2-1)

(家庭や地域における食料備蓄の促進)

- 災害時に孤立の可能性がある地域においては、家庭や地域における食料等の備蓄をより促進する必要がある。(2-2)

(要配慮者等の受入体制の整備)

- 要配慮者を始め指定避難所での長期避難生活が困難となる避難者の受け入れ施設を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。(2-5)

(災害時の防犯体制の強化)

- 留守宅への「空き巣」などの街頭犯罪の多発を抑制するには、地域による見回りなどの防犯活動が有効であるため、平常時より青パト隊の支援を行うことで、地域の防犯活動を強化する必要がある。(3-1)

(地域コミュニティ力の強化に向けた防災・防犯体制づくりへの支援)

- 継続して地域の防災・防犯体制づくりの支援をし、官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を推進する必要がある。(3-1)

(こども園での避難訓練の実施)

- こども園開園時に大規模災害が起きた場合、子どもたちを安全な場所に避難させることが必要であり、スムーズに子どもを保護者へ引き渡すために月1回以上訓練する必要がある。また、保護者への引き渡しに困難な子どもを安全に保護する体制づくりが必要である。(4-3)

(小中学生への防災教育)

- これからの防災の担い手となる小中学生に対する防災教育は非常に重要であり、過去の災害においても、避難誘導や避難所での中学生の活躍の報告がされている。防災センターの利用やお出かけ講座等を活用するなど、教育現場での防災教育に力を入れる必要がある。(4-3)

(効果的な教育・啓発の推進)

- 発災時に情報途絶があっても、自主的な早期避難ができるよう、ハザードマップ等を利用し、避難路の災害リスクを把握できるよう、事前の教育・啓発の取り組みを推進する必要がある。(4-3)

(携帯トイレの備蓄の推進)

- 大規模災害によるライフラインの損壊により、早期復旧が見込めない中において、携帯トイレの家庭内備蓄を推進する必要がある。(6-3)

(行政区への加入率の向上)

- 大規模災害時において、地域コミュニティ単位での助け合い（共助）が非常に効果をあげているため、平常時のコミュニティ（行政区）活動を活発化するため、行政区への加入率を促進する必要がある。（8-3）

(地域自治区における防災・防犯体制づくりへの支援)

- 各地域自治区において、防災・防犯意識の向上を図り、防災士・見守り隊などの人材育成や、防災訓練・パトロールの強化防災・防犯資機材の充実などの取り組みを推進している。地域における自治力の強化が人の繋がりも強固なものにするため、今後も地域の防災・防犯体制づくりの支援により官民連携による地域コミュニティの防災・防犯強化を図っていく必要がある。（8-3）

(地域コミュニティ力の強化に向けた支援)

- 人口減少・少子高齢化に伴い、大規模災害発生時に対応できる行政区の担い手の不足が懸念されるため、行政区再編や地域自治区単位での連携・協力体制づくりを支援していく必要がある。（8-3）

(地域コミュニティへの女性登用)

- 地域の結びつきを強化するため、行政区や自主防災組織等の役員に女性を複数含めるなど、平常時から女性の能力が発揮できる環境整備をする必要がある。（8-3）

(家族での安全確認)

- 大災害時を想定し、常に家族が情報交換し、身の安全確保を確認できる環境作りをしておく必要がある。『自分の命は自分で守る』意識を持てるよう各家庭への啓発を行う必要がある。（8-3）

(若者の防災活動の参加)

- 防災活動を率先して行う事が出来る若者を増やすため、新城市若者防災の会『嚆』と連携し、地域が行う防災訓練や防災イベントに参加するなど、若者が防災活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。（8-3）

②老朽化対策

(避難所施設の老朽化対策と機能整備)

- 避難者が安全に避難生活を送るためには、避難所に指定されている学校施設の老朽化対策の必要がある。避難所として利用する学校施設は、耐震工事を完了しているが、老朽化している内外装、設備などの非構造部の安全対策を講じる必要がある。また、高齢者等の要配慮者への避難所生活に支障がないよう機能面を充実させる必要がある。（2-7）

(小中学校維持管理等老朽化対策)

- 老朽化している施設について計画的な維持管理・更新していく必要がある。また、廃校の建築物のあり方について検討していく必要がある。（1-1）

(こども園維持管理等老朽化対策)

- 老朽化に伴い、更新時期を迎えるこども園も見込まれるため、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。また、残存する廃園後の施設は、取り壊しも含めて跡地利用を考える必要がある。（1-1）

③広域連携

(災害時の広域連携の推進)

- 大規模災害の発生に伴う各種支援や災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業などと災害協定を締結するなどの手法により広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。(2-1)

(市職員力の不足への対応)

- 大災害時、市職員力が不足する恐れがあるため、他の自治体かからの支援を受け入れる相互応援協定をすすめるとともに、受援体制を構築しておく必要がある。(3-2)

(災害ボランティアの活動体制の確認)

- 市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの設営・運営時における役割分担を確認し、ボランティアセンターの運営訓練等を通じた情報交換を行う必要がある。(8-2)
- 災害ボランティアセンターの運営やボランティアの受け入れ及び地域からのニーズのマッチングは、社会福祉協議会だけではできないため、センター運営を担う地域のボランティアコーディネーターの養成が必要である。(8-2)

(民間事業者との災害協定推進)

- 大規模自然災害発生時に、行政機能や行政職員だけでは災害対応できないため、平常時から民間事業者と災害協定を結ぶとともに、物的及び人的な応援・協力が受けられるよう共同訓練が必要である。(8-2)

新城市地域強靱化計画

令和2年9月

新城市 総務部防災対策課

〒441-1392 新城市字東入船115番地

TEL 0536-23-7660

FAX 0536-23-8920

E-mail bosai@city.shinshiro.lg.jp